



# 南城市国土強靱化地域計画

～強くしなやかな南城市を目指して～

令和4年3月

南 城 市

# 目 次

## はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 基本的な進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 第1章 本市の地域特性

- 1 本市の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 2 災害の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

## 第2章 地域強靱化の基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・ 1 2

## 第3章 脆弱性評価と推進方針

- 1 評価の枠組み及び手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4
- 2 脆弱性評価と推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 7
- 3 施策分野別の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2

## 第4章 計画の推進と不断の見直し

- 1 対応施策等の重点化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 5
- 2 本計画の進捗管理と不断の見直し・・・・・・・・・・・・ 5 5

## はじめに

### 1 計画策定の趣旨

平成25年12月11日「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行された。

基本法は、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国土強靱化に関する施策の基本となる事項等を定めたものである。その基本理念として、国土強靱化に関する施策の推進は、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとし、国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして、平成26年6月、基本法第10条の規定により「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

基本法第4条は、地方公共団体の責務として、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すると定めており、また、基本法第13条は、都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、その区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるとしている。

これらを踏まえ、いかなる災害等が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域の強靱化を推進する「南城市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

### 2 計画の位置付け

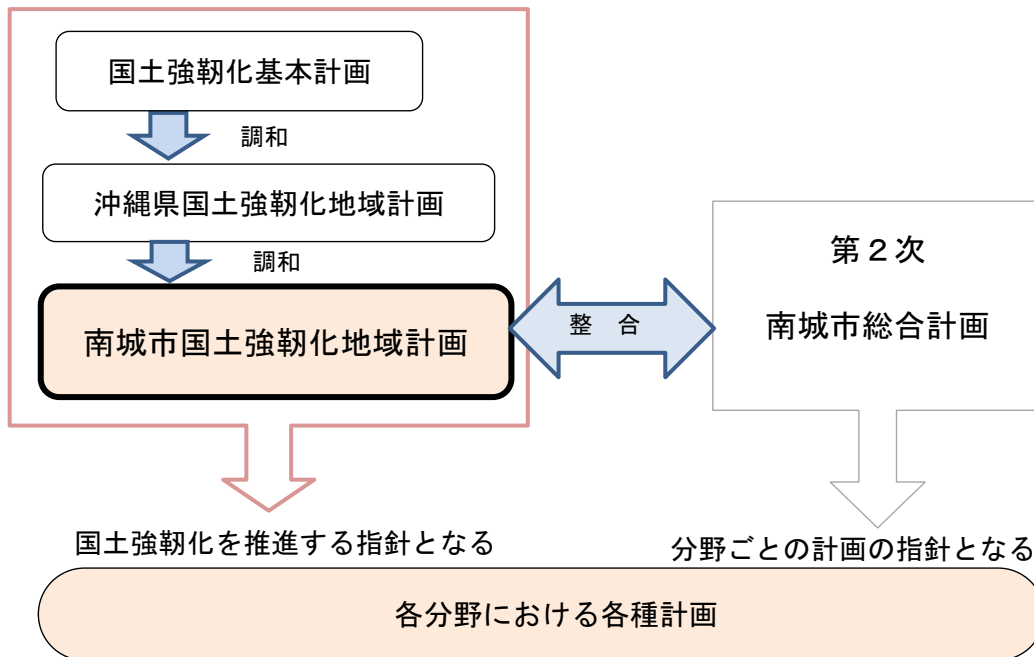
本計画は、基本法第13条の規定による「国土強靱化地域計画」であり、本市の他の計画等における国土強靱化に関する指針となるものである。

なお、本計画は、基本法第14条の規定により基本計画との調和が保たれたものとするとともに、本市の「南城市総合計画」との整合を図り、「南城市地域防災計画」など各分野における計画の指針となるものとする。

### 3 計画期間

本計画においては、本市の内外における社会経済情勢の変化や国、県及び本市を通じた国土強靱化施策の進捗状況などを考慮し、令和4年度から令和7年度までの概ね4年間を推進期間とするが、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。

## 南城市国土強靱化地域計画の体系

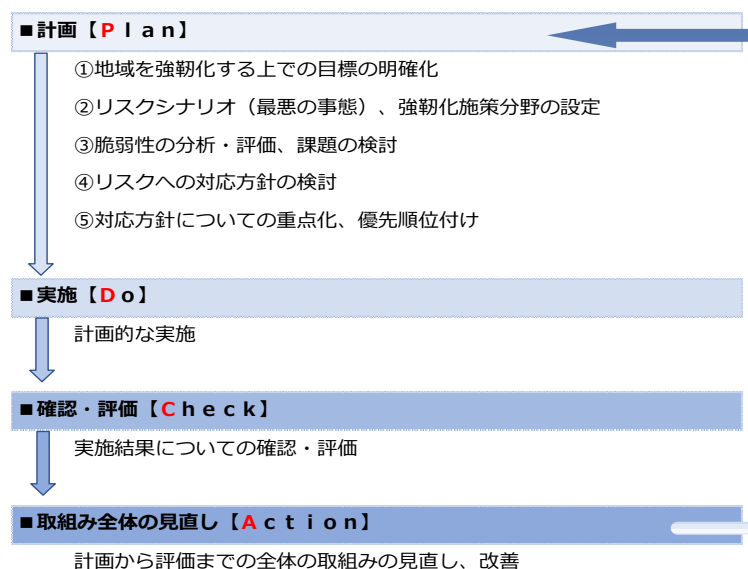


### 4 基本的な進め方

地域強靱化は、いわば地域のリスクマネジメントであり、以下のPDCAサイクルを繰り返して、取り組みを推進する。

この際、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や市土利用・経済社会シスムの現状のどこに問題があるかを知る「脆弱性」の評価を行うとともに、これを踏まえて、これから何をすべきか、その対応策について「重点化」して推進することとしている。

### 南城市国土強靱化地域計画の推進プロセス



## 第1章 本市の地域特性

### 1 本市の概況

#### (1) 位置と地勢

本市は、県都那覇市から12km、沖縄本島南部の東海岸に位置し、北は与那原町、西は南風原町、八重瀬町に接している。また、知念岬の東5.3kmの海上に1.38k㎡の久高島がある。市域は、東西18km、南北8km、総面積は49.94k㎡で、沖縄県全体の約2.1%を占めている。

地形は、西側を除く三方が太平洋・中城湾に接しており、海岸線に沿って集落が形成され、東部及び南部の海岸部の後方から西部地域にかけては、なだらかな傾斜地と比較的急峻な断崖とが連なっている。その頂上は、比較的広い台地で、頂上から北部にかけては、丘陵地が海岸部にかけて広がっている。また、北部の丘陵地から海岸部及び西部にかけては比較的平坦な地形が広がり市街地や集落が形成されている。

離島である久高島は、隆起サンゴ礁で平坦な地形をなし、島の南西に集落がある。

#### (2) 地形・地質

本市は、眺望の美しい知念台地にあり、一帯の地形は石灰岩の台地と非石灰岩からなる丘陵、海岸低地からなる。

石灰岩台地は、海に面し、地形的には海岸段丘であり、海拔約120～130mである。地形面は糸数城跡から知念岬側へ、さらに親慶原から北西側へと発達している。かつてはサンゴ礁の海だった頃の海底面であり、地殻変動で陸地に転じ、浸食・溶食作用を受けカルスト地形へと変容した。

丘陵は、主に石灰岩台地の西側に認められ、海拔高度は低く、浸食作用により緩やかな斜地と谷からなる地形である。基盤岩類を薄く覆うキャップ・ロック（帽子岩）と呼ばれる石灰岩層が表流水や地下河川によって浸食され、粘土層がむき出しになっている。

海岸低地は、海拔10～20mの高度を有し、十数万年ほど前の海面が高い時期に形成された地形である。

表層地質は、第三紀島尻層群の泥岩、砂岩、凝灰岩、第四紀琉球層群の砂質石灰岩、石灰岩、第四紀の沖積層、海浜堆積物からなる。島尻層群は、沖縄島南部を模式地として、北は奄美諸島の喜界島、南は八重山諸島の波照間島まで約800kmにわたって帯状に広がる地層である。この地層は地下800mまで続いていることが確認され、全層厚は2,600m以上と推測されている。

#### (3) 気象

本市の気候区分は、亜熱帯海岸性気候である。南城市の気象の参考として、那覇（沖縄気象台）における1981年～2010年までの30年間の観測値を平均した値をみると、年間降水量2040.8mm、気温23.1℃、相対湿度74%となっている。

※降水量や風速は、沖縄気象台での観測値である。

#### (4) 人口

本市の人口は、令和2年国勢調査において、男22,164人、女21,879人、総人口44,043人、世帯数は18,578世帯となっている。人口、世帯数ともに年々増加傾向にあり、平成18年1月1日の旧4町村合併時点と比較すると、人口で4,913人の増、世帯数は5,040世帯の増となっている。

また、世帯数は増加しているものの、人口より伸び率が高いため、結果として1世帯あたり人員は平成17年3.4人、平成22年3.1人、令和2年2.6人と年々減少して

おり、いわゆる核家族化が進行している。

年齢別人口の推移をみると、平成 27 年国勢調査と比べ 0～14 歳の年少人口の伸び率 9.5%、65 歳以上の老年人口は伸び率が 17.1%となっており、少子高齢化の傾向が顕著となっている。

#### (5) 産業構造

平成 27 年国勢調査での本市の産業構造別人口は、第 1 次産業 1,719 人 (9.5%)、第 2 次産業 3,230 人 (17.8%)、第 3 次産業 13,194 人 (72.7%) で、第 1 次産業比率が高い農村型の産業構造の特徴を持っている。

#### (6) 交通

本市は、県都那覇市から南東へ約 12km の近距離に位置し、国道 331 号によって那覇空港へ直接アクセスが可能であるが、渋滞が発生する区間があり、利便性の面では問題がある。また、大きな高低差による地形的制約もあり、南北間では都市内ネットワークが脆弱な状況にある。

先導的都市拠点地域における新たなまちづくり、地域高規格道路「南部東道路」の開通（令和 3 年 3 月一部供用開始）など、新たな都市構造における新たなひとの流れに対応した公共交通体系の構築に向けた取組みを推進している。

#### (7) 土地利用

本市の戦略的な地域づくりを推進するため「先導的都市拠点地域」を設定し、地理的条件や交通要件等の優位性を土台に、超高齢社会、観光振興、経済自立、大規模災害対応等の本市における重要な課題にも対応した多様かつ高水準な機能（公共交通拠点、ウェルネス、観光情報発信、高付加価値な産業、広域防災等）を集積することで、本市の都市づくりにおいて先導的な役割を担う場として位置付けている。

南城つきしろ I C 南側においては、市民全体の日常生活を商業や物流機能などの産業系土地利用の導入を図りつつ、生活利便施設などの立地を誘導するために、土地区画整理事業等による都市基盤整備を推進し、中心的機能を担う新たな拠点としての役割が期待される。

## 2 災害の想定

本市の気象、地勢及び地質等の地域特性によって起こる災害を検討した結果、本計画において想定する災害は次のとおりとする。

### (1) 風水害

#### ア 台風

(ア) 昭和32年台風第14号（昭和32年9月25、26日襲来、台風14号フェイ）

最大風速	47.0m/s（那覇）
最大瞬間風速	61.4m/s（那覇）
降水量	70.7mm（那覇、25～26日）
死傷者	193名（うち死者及び行方不明者131名）
住宅全半壊	16,091 棟

(イ) 第2宮古島台風（昭和41年9月5日襲来、台風第18号コラ）

最大風速	60.8m/s（宮古島）
最大瞬間風速	85.3m/s（宮古島）
降水量	297.4mm（宮古島、3～6日）
死傷者	41名
住宅全半壊	7,765棟

(ウ) 平成15年台風第14号（平成15年9月10,11日襲来、台風14号マエミー）

最大風速	38.4m/s（宮古島）
最大瞬間風速	74.1m/s（宮古島）
降水量	470.0mm（宮古島、9～12日）
死傷者	94名（うち死者1名）
住宅全半壊	102棟（うち全壊19棟）

イ 土砂災害、大雨等による冠水・浸水、河川等の氾濫、高潮等

本計画における風水害の想定は、台風のほか本市の気象、地勢及び地質等の地域特性を考慮し、土砂災害、大雨等による冠水・浸水、河川の氾濫、高潮等を想定するものとする。

■南城市（糸数）における観測史上1～3位の値（沖縄気象台2022年1月現在）

要素名／順位	1位	2位	3位	統計期間
日降水量(mm)	293 (2007/8/11)	267.0 (2020/10/22)	245.0 (2017/6/19)	1976/ 1 2022/ 1
日最大1時間 降水量(mm)	110 (2007/12/21)	93.0 (2020/5/6)	93 (2007/9/9)	1976/ 1 2022/ 1
日最大10分間 降水量(mm)	23.0 (2013/5/23)	22.5 (2020/5/6)	20.5 (2020/5/2)	2009/ 1 2022/ 2
月降水量(mm)	983 (2001/9)	839.5 (2021/6)	727 (2005/6)	1976/ 1 2022/ 12
年降水量の多い方 から(mm)	3222.0 (1998)	2929 (2000)	2891 (2007)	1976年 2021年
日最大風速・風向 (m/s)	38 北東 (1991/9/13)	37.4 南西 (2018/9/29)	34 東南東 (1992/6/29)	1977/3 2022/1
日最大瞬間 風速・風向(m/s)	56.2 南東 (2018/9/29)	55.6 南東 (2012/9/29)	50.1 南東 (2014/7/8)	2009/1 2021/12

□土砂災害危険区域及びその周辺地域

- ・急傾斜地崩壊特別警戒指定区域（29か所）
- ・急傾斜地崩壊警戒指定区域（30か所）
- ・土石流特別警戒指定区域（7か所）
- ・土石流警戒指定区域（16か所）

- ・地すべり警戒指定区域（20か所）
  - ・地すべり防止区域指定（6か所）
  - ・砂防指定（1か所）
- 津波及び高潮浸水想定区域及びその周辺
- 河川等

## （2）地震及び津波

地震防災・減災対策の数値目標の基礎となる大規模地震・津波による物的・人的被害量等について、「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査」（沖縄県）に基づき、本市に関係する被害予測の概要を次にまとめる。

### ア 想定地震

県が想定した 20 地震のうち、本市において相対的に大きな被害が予測された地震の特徴は、次に示すとおりである。

#### ■地震・津波被害予測の想定地震一覧

想定地震	タイプ	マグニチュード	最大震度	ゆれ等の特徴
沖縄本島南部断層系地震	内陸型	7.0	6.6	沖縄本島南部において震度が強い
沖縄本島南部スラブ内地震	内陸型	7.8	6.4	沖縄本島南～中部において震度が強い
沖縄本島南東沖地震	海溝型	8.8	5.9	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島東方沖地震	海溝型	8.8	5.9	津波浸水深の最大値を示す
沖縄本島南東沖地震 3連動	海溝型	9.0	6.1	沖縄本島及び周辺島嶼広域において震度が強い

### イ 被害想定概要

県による被害想定項目のうち、建物被害、人的被害、ライフライン被害、避難者及び要配慮者被害（前述の「平成 25 年度沖縄県地震被害想定調査」では災害時要援護者被害と記載されている）は、次に示すとおりである。

被害想定は、季節・時刻について冬・深夜、夏 12 時、冬 18 時の季節・時刻の 3 シーン、それぞれについて風速条件として強風時・平常時の 2 ケースを設定しているが、ここでは各シーン・ケースの最大値を記載した。



■南城市域における地震・津波被害量予測一覧

			沖縄本島 南部断層 系地震	沖縄本島 南部スラ ブ内地震	沖縄本島 南東沖地 震	沖縄本島 東方沖地 震	沖縄本島 南東沖地 震3連動	
建物 被害	全壊	地震	1,875	1,533	576	533	1,201	棟
		津波	0	0	2,334	1,603	2,299	棟
	半壊	地震	3,246	3,048	1,270	1,287	2,133	棟
		津波	0	0	1,299	1,409	1,093	棟
人的 被害	死者数	地震	29	23	7	7	17	人
		津波	0	0	988	518	1,012	人
	負傷者数	地震	834	742	267	260	532	人
		津波	0	0	7,805	7,189	7,855	人
	要救助者数	地震	486	390	111	101	286	人
		津波	0	0	73	59	76	人
	津波に伴う要搜索者数		0	0	8,792	7,707	8,867	人
ライ フ ラ イ ン 被害	上水道	断水人口	38,295	38,039	37,197	36,198	39,372	人
	下水道	支障人口	7,845	7,393	12,929	12,489	13,005	人
	電力	停電軒数	10,915	9,929	14,446	11,513	17,039	軒
	通信施設	不通回線数	2,765	2,503	4,300	3,463	4,882	線
避難 者	避難所内		1,741	1,499	6,973	6,280	7,365	人
	避難所外		1,161	999	3,532	3,222	3,775	人
要配慮者被害			364	313	1,457	1,313	1,539	人

※建物被害の「地震」：揺れ、液状化、土砂災害、地震火災の合計

※人的被害の「地震」：建物倒壊、土砂災害、地震火災、ブロック塀の合計

※ライフライン被害は発災直後の被害想定

※避難者及び要配慮者被害は地震1日後の被害想定

※数値は各シーン等における最大値

ウ 津波の浸水想定

県による避難計画等の基礎となる津波の浸水想定区域、津波到達時間等について、概要を次にまとめる。

①切迫性の高い津波

これまでの地震被害想定調査などで対象とされてきた将来発生すると予想される地震津波の波源を想定して、浸水区域等を予測した。「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)の想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

■「沖縄県津波・高潮被害想定調査」(平成18・19年度)津波浸水想定モデル一覧

	波源位置(モデル名)	マグニチュード	断層長さ(km)	断層幅(km)
1	沖縄本島北方沖(C01)	7.8	80	40
2	沖縄本島南東沖(D01W)	7.8	80	40
3	沖縄本島南西沖(H9RF)	7.8	80	40
4	久米島南東沖(C02)	7.8	80	40
5	久米島北方沖(B04E)	7.8	80	40
6	宮古島東方沖(C04W)	7.8	80	40

7	宮古島南東沖(D06N)	7.8	80	40
8	宮古島西方沖(C05E)	7.8	80	40
9	石垣島東方沖1(C06W)	7.8	80	40
10	石垣島東方沖2(NM11)	7.8	60	30
11	石垣島南方沖(IM00)	7.7	40	20
12	石垣島北西沖(A03N)	7.8	80	40
13	与那国島北方沖(A01N)	7.8	80	40
14	与那国島南方沖(GYAK)	7.9	100	50

※津波の高さや時間等の意味は、次のとおりである。

「沿岸の最大水位」：沿岸の沖合で最大となる津波の水位

「影響開始時間」：沿岸の沖合の水位が地震発生時から 50 c m 上昇するまでの時間

「津波到達時間」：津波第一波のピークが沿岸の沖合に到達するまでの時間

「最大遡上高」：津波が到達する最も高い標高



	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)	最大遡上高(m)				
						1	2	3	4	5
佐敷	新開	1.7	2.3	26	31	[Bar chart showing 1.7m]				
知念	久原	2.2	3.1	23	25	[Bar chart showing 2.2m]				
知念	安座真	2.4	3.5	18	19	[Bar chart showing 2.4m]				
知念	徳仁港	2.0	3.6	8	10	[Bar chart showing 2.0m]				
玉城	奥武島	2.5	4.1	8	11	[Bar chart showing 2.5m]				

## ②最大クラスの津波

・平成 24 年度の想定

平成 24 年度までの調査研究を踏まえた学術的な知見から、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、この予測結果は、東北地方太平洋沖地震による津波被害を鑑みて、琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード 9.0 に設定したものである。「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）の想定モデル、予測結果等の概要は次のとおりである。

### ■「沖縄県津波被害想定調査」（平成 24 年度）津波浸水想定モデル一覧

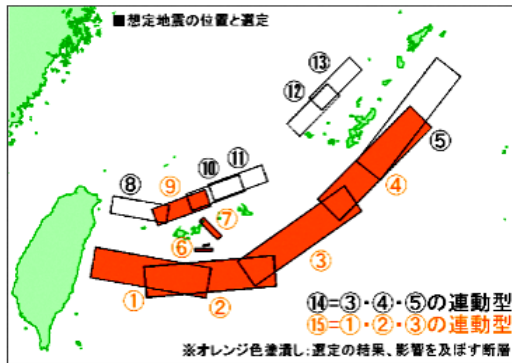
No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード ※1
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 ※2	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑤	沖縄本島東方沖地震	300km	70km	20m	8.8
⑥	石垣島南方沖地震 ※2	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	※3
⑦	石垣島東方沖地震 ※2	60km	30km	20m	8.0
⑧	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑨	石垣島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1

⑩	多良間島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑪	宮古島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑫	久米島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑬	沖縄本島北西沖地震	130km	40km	8m	8.1
⑭	3連動 沖縄本島 南方沖地震	240km	70km	20m	9.0
		170km	70km	20m	
		260km	70km	20m	
⑮	3連動 八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
		175km	70km	20m	
		300km	70km	20m	

※1 マグニチュードはモーメントマグニチュードである。

※2 ②⑥⑦は1771年八重山地震津波の再現モデルである。

※3 地すべりを再現したパラメータであるため、マグニチュードで示すことができない。



No.	代表地点	沿岸の最大水位 (m)	最大遡上高 (m)	影響開始時間 (分)	津波到達時間 (分)	最大遡上高(m)				
						5	10	15	20	25
佐敷 25	新開	7.4	7.2	26	31	■				
知念 26	久原	8.5	7.5	22	23	■				
知念 27	安座真	11.2	10.6	17	19	■				
玉城 28	奥武島	19.6	19.5	11	15	■				
知念 29	徳仁港	17.1	17.2	10	11	■				

・津波防災地域づくりに関する法律に基づく平成26年度の想定

平成24年度の津波浸水想定以後、新たな知見（津波履歴等）を踏まえ、沖縄近海における最大クラスの地震津波を想定し、津波浸水区域等を予測した。なお、この予測結果は沖縄本島側の琉球海溝の想定モデルを最大マグニチュード8.2に設定したものである。

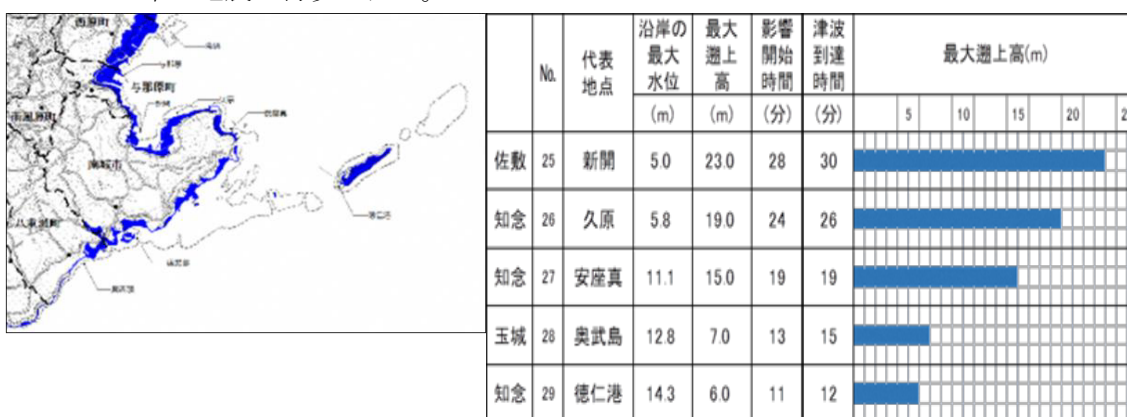
想定モデル、予測結果等の概要は以下のとおりである。

■「沖縄県津波被害想定調査」（平成26年度）津波浸水想定モデル一覧

No	断層名	断層長さ	断層幅	すべり量	マグニチュード※1
①	八重山諸島南西沖地震	270km	70km	20m	8.7
②	八重山諸島南方沖地震 ※2	300km	70km	20m	8.8
③	八重山諸島南東沖地震	300km	70km	20m	8.8
④	沖縄本島南方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑤	沖縄本島南東沖地震 ※4	100km	50km	12m	8.2
⑥	沖縄本島東方沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑦	沖縄本島北東沖地震	100km	50km	12m	8.2
⑧	石垣島南方沖地震 ※2	40km	20km	20m	7.8
		15km	10km	90m	※3
⑨	石垣島東方沖地震 ※2	60km	30km	20m	8.0
⑩	与那国島北方沖地震	130km	40km	8m	8.1

⑪	石垣島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑫	多良間島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑬	宮古島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑭	久米島北方沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑮	沖縄本島北西沖地震		130km	40km	8m	8.1
⑯	3連動	八重山諸島 南方沖地震	200km	70km	20m	9.0
			175km	70km	20m	
			300km	70km	20m	

- \*1 マグニチュードはモーメントマグニチュードを示す。
- \*2 1771年八重山地震津波の再現モデルである。
- \*3 地滑りを再現したパラメータであるため、モーメントマグニチュードで示すことができない。
- \*4 1791年の地震の再現モデル。



(3) その他

前述のような大規模な自然災害は、同時発生などにより複合災害になることも想定しなければならない。

## 第2章 地域強靱化の基本的な考え方

### 1 基本目標

国の基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画に掲げられた基本目標を踏まえ、いかなる災害等の発生に対しても、以下の①～④を「基本目標」とし、地域強靱化を推進する。

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 本市の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

### 2 事前に備えるべき目標

前項に掲げる4つの基本目標を達成するため、より具体的な目標として、以下のとおり①～⑧の「事前に備えるべき目標」を定める。

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる  
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 3 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を最大限に活用しつつ、以下の方針に基づき推進する。

#### (1) 地域強靱化の取組姿勢

- ①本市の強靱化を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ、取組みにあたる。
- ②短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたる。
- ③市内各地域の特性を踏まえ、地域間の連携を強化するとともに、災害に強いまちづくりを進めることにより、地域を活性化し、個性と活力にあふれる持続可能な発展につ

なげていく視野を持つ。

④本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する。

## (2) 適切な施策の組み合わせ

①災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等ハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進する。

②「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組む。

③非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効活用される対策となるよう工夫する。

## (3) 効率的な施策の推進

①社会資本の老朽化を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮するとともに、市民の需要の変化等をふまえた施策の重点化を図る。

②限られた資本を最大限に活用するため、既存の社会資本の有効活用、国・県の施策及び民間資金の積極的な活用等により、費用を縮減しつつ効率的かつ効果的に施策を推進する。

③既存施設等の効率的、効果的な維持管理に資する。

## (4) 地域の特性に応じた施策の推進

①人のつながりやコミュニティ機能を強化するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。

②要配慮者（高齢者、子ども、障がい者、妊婦、外国人等）へ十分配慮した施策を講じる。

③地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

## (5) 国、県、周辺自治体、民間事業者等との連携・協働

①地域強靱化を効果的に進めるため、国、県、周辺自治体との相互連携による情報共有の確保、適切な役割分担に努める。

②災害時の応急対応等に備えた協定を締結するなど、民間事業者や各種団体、地域住民等と広く連携を促進する。

## 第3章 脆弱性評価

### 1 評価の枠組み及び手順

本計画では、国の基本計画及び沖縄県国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、本市の地域強靱化の推進を図る上で、本市が直面する大規模自然災害など様々なリスクに対し必要な事項を明らかにするため、沖縄県国土強靱化地域計画における脆弱性評価をもとに本市の脆弱性評価を行い、本計画の施策を定めることとする。

#### (1) 想定するリスク

本計画においては、南城市地域防災計画及び第1章の本市の地域特性、過去に発生した災害等を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とし、本市におけるリスクを以下のように想定する。

- ①風水害（台風、大雨、土砂災害、高潮、河川氾濫等による災害のおそれ）
- ②地震・津波

#### (2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行う。国の基本計画や沖縄県国土強靱化地域計画及び本市の地域特性等を踏まえ、8つの「事前に備えるべき目標」ごとに、次頁の表のとおり36の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

#### (3) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、現行の施策を抽出し、当該施策で十分かどうか、課題等の評価を実施した。

さらに、分野ごとの課題等が明確になるよう施策分野ごとに整理した。

表【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達不備等による避難行動の遅れで多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水、生命にかかわる物資供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3	地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）	5-1	サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な



	を機能不全に陥らせない		なエネルギー供給の停止
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止、異常湧水等により用水の供給の途絶
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3	ため池、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出
		7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-6	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	災害時の復旧・復興を担う人材（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5	広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有形・無形の文化の衰退・損失

## 2 脆弱性評価と推進方針

脆弱性評価の結果を踏まえ、今後、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するため、本市の強靱化に向け取り組むべき施策分野ごとの推進方針を次のとおりとする。

1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊や火災による死傷者の発生
【施策】／脆弱性評価／〈推進方針〉／【実施主体】
<p>[1-1-1]公共施設等における耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進</p> <p>自然災害から市民の生命と財産を守るため、公共施設等や道路・橋梁などのインフラ施設等の予防的対策を含む機能維持・強化や地震対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。</p> <p>大規模な災害発生時に倒壊等により多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物については、耐震診断・改修等や機能強化を図る必要がある。</p> <p>また、学校施設、社会福祉施設、社会教育施設・体育施設等については、児童、生徒その他多くの市民の学習や生活・活動の場であることから、必要な防災機能強化や設備の計画的な更新、老朽化対策等を図る必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>防災拠点や生活・活動の場となる公共施設等について、公共施設、道路・橋梁、公園などのインフラ施設、学校施設及び社会福祉施設の耐震化対策、老朽化対策等を推進する。また、災害時においても、公共施設、学校施設、社会教育・体育施設等、社会福祉施設等が避難所に必要な機能及び学習環境等を確保するよう努める。</p> <p>学校施設や社会福祉施設、社会教育・体育施設については、年次更新計画の策定や、計画的な設備等の更新に取り組む。また、日常的な安全点検や維持補修を行い、児童生徒、市民の安全確保に向けた取り組みを推進する。</p> <p>【総務部、福祉部、土木建築部、農林水産部、教育部】</p>
<p>[1-1-2]住宅・建築物等の耐震化・老朽化対策の促進</p> <p>公営住宅に関しては、新耐震基準による建築となっているが、老朽化が進んでいることから修繕等が必要である。</p> <p>台風常襲地帯である等の地域性から鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅と比較して耐震診断・改修費用が高く、所有者負担が大きいことから民間住宅の耐震化が立ち遅れている。</p> <p>不特定多数の人が利用する特定建築物や緊急輸送道路や避難路の沿道にある建築物については、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を促進する必要がある。</p>

〈推進方針〉

市営住宅については、老朽化対策や適正な維持保全に向けた取り組みを推進する。

住宅・建築物の耐震対策については、昭和56年5月以前旧耐震基準で建築された住宅について、建物所有者等に対する積極的な耐震診断・耐震改修の必要性等の普及啓発や指導・助言などの相談窓口の案内等により、耐震化の促進を図る。

【土木建築部】

[1-1-3]市街地等の整備改善と避難地の確保、避難道路・緊急輸送道路等の確保

大規模災害発生時に住民が迅速かつ適確な避難行動をとれるよう、避難場所や避難経路の確保が必要である。道路については、災害時において多岐にわたる機能を有することから、防災対策に取り組む必要がある。また、緊急輸送機能を持つ施設との道路の寸断の回避が求められる。

〈推進方針〉

集落内や市街地等における防災機能の改善については、安全性・快適性の向上を図るため建築物の建替えにあわせた細街路の改善や建て詰まり等の改善に努める。

災害時の救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難道路となる市内の各道路について、国や県と連携して、災害に強い道路整備を推進する。

災害時の避難場所や復旧復興の拠点となる公園（都市公園）・緑地における防災機能の付加など、公園整備とあわせて機能強化を図る。

沿道の街路樹や公園樹木等の日常管理や安全点検などにより、災害時の倒壊対策などの取り組みを推進する。また、堆積土砂や事故車両、倒壊建物の迅速な除去により、緊急輸送道路を確保するため、災害協定締結に基づく事業者等の車両や資機材の確保体制を整えるよう努める。

沿岸部において、津波到達までの避難経路の確保が難しい箇所においては、津波避難ビルの指定や避難タワーの設置についても検討していく。

【総務部、土木建築部、農林水産部】

[1-1-4]大規模災害対応力の強化

沖縄県は、島しょ地域であり、大規模災害が発生した場合、県外からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、避難・救護体制の整備や災害対応時の組織体制の強化、防災基盤としての災害対策本部の機能強化や県内の自治体との相互応援体制の構築などが必要である。

〈推進方針〉

大規模災害が発生しても市民の生命、財産を守るため、大地震や津波など様々な状況に対応できる実行力のある危機管理体制の強化を図る。大規模災害時に全庁体制で対応するため、災害対策本部の各部署・職員の初動対応力を向上させるため、大規模災害を想定した実践的な訓練を行う。

自衛隊、警察、消防、海上保安庁など関係機関の支援の受入れや連携体制を構築するとともに、円滑な受援（または応援）ができるよう受援計画の策定など事前の準備に努める。

医療救護体制の強化など関係機関と連携し、避難・救護体制の整備・強化を推進する。また、市民や観光客等が日頃から危険な場所や避難場所・避難経路などが把握できるよう、ハザードマップの作成や災害時における要支援者避難計画の作成の促進、防災訓練や避難訓練の充実等を図る。さらに、食料・飲料水や生活物資、燃料等の備蓄について、行政のみならず、住民や地域、事業所などにおいても備蓄するよう周知し、食料・飲料水その他生活物資等の確保に努める。

【総務部、企画部、市民部、福祉部】

#### [1-1-5] 地域防災組織の拡充、消防力の強化

本市は、地域防災の中核となる自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。

消防防災体制を取り巻く環境の変化に対応するため、市内の消防防災体制について人的・物的両面において強化を図るほか、救急搬送の増加に対応できる体制を構築する必要がある。

〈推進方針〉

地域における防災力の向上のため、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに、自主防災組織の結成促進、活動支援及び普及拡大等を図る。

実行力のある消防防災体制の強化を図るため、消防防災設備の整備の推進、消防本部及び消防団との連携強化、大規模災害対応も踏まえた広域的連携の強化などを図る。

【総務部、企画部、島尻消防組合】

#### [1-1-6] 緊急物資輸送機能の確保

大規模災害時における救急救援活動等に必要な緊急輸送道路を確保するとともに、それらの道路が寸断された場合の港湾・漁港における代替機能を有する施設の整備や、安全で安定的な運航の確保に資する適切な管理運営が求められる。

また、海底火山噴火の影響による軽石漂着などにより、港湾・漁港が機能不全に陥った場合の対策を講じる必要がある。

〈推進方針〉

災害時の輸送手段及び代替性の確保については、国や県と連携し、港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策や津波・高潮対策、軽石対策等を推進する。漁港については、緊急物資輸送道路が寸断された際の物資輸送の拠点としての機能強化を図る。

また、必要に応じて自衛隊への災害派遣要請や民間へり等の応援要請が迅速にできるよう協定の締結など連携体制の構築に取り組む。

【総務部、企画部、土木建築部、農林水産部】

#### [1-1-7] 離島における災害対策

本市の離島である久高島は観光地としても知られ、大規模災害時には住民のみならず多くの観光客の被災や、長期間孤立することが懸念される。避難所や久高島診療所の機能維持、通信手段の確保、港湾施設の損傷等により孤立しないよう代替輸送機能等につ

いて強化する必要がある。また、長期間物資等の供給の停滞により、食料・飲料水や生活物資等が不足することから、食料及び物資の備蓄が必要である。

〈推進方針〉

久高島住民や観光客を対象とした防災訓練について、関係機関と連携し、定期的を実施する。また、避難所となる施設や情報通信設備等における適切な管理や機能強化を図る。久高島診療所に必要な資機材等の確保についても県へ要望するなど、災害時における医療機関の機能維持・強化に努める。

港湾・漁港における施設の適正な維持管理や耐震性・耐浪性等強化について、国や県などと連携し、輸送機能の維持・強化に努める。また、自衛隊ヘリの要請について、国や県との協力体制の強化を図る。

民間事業者等との連携によるドローンの活用等について検討し、迅速な災害対応が可能となるよう災害協定の締結を推進する。

また、孤立時には島内にいる住民・観光客、事業者等による自助、共助の相互協力が不可欠であることから、平時から連携した活動ができるよう、自主防災組織の設立や消防団との連携した避難訓練等により防災意識の高揚を図る。さらに、食料・飲料水や生活物資、燃料等の備蓄について、行政のみならず、住民や地域、事業所などにおいても備蓄するよう周知し、食料・飲料水その他生活物資等の確保に努める。

【総務部、企画部、市民部、土木建築部、農林水産部、教育部】

#### [1-1-8]地籍調査の促進

地籍整備が遅れている地域において、復旧復興が大きく遅れる要因となることから、地籍図等の整備が必要である。

〈推進方針〉

大規模災害時の復旧復興の迅速化、公共事業の円滑化、土地取引の円滑化を図るため必要な地籍調査について検討する。

【総務部、企画部】

### 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

#### [1-2-1]津波対策

「沖縄県地域防災計画」における平成26年度最大クラスの津波浸水想定結果では、津波到達時間が地震発生から久高島徳仁港（知念）においては12分、奥武島（玉城）で15分、安座真（知念）で19分、久原（知念）で26分、新開（佐敷）で30分となっている。人的・物的被害を最小化するため、迅速な避難行動のための体制整備、市民の防災意識の啓発・向上、地震・津波に強いまちづくりなどソフト対策とハード対策を組み合わせた防災対策全体の再構築に取り組む必要がある。

〈推進方針〉

沿岸部において、津波到達まで短時間での避難が困難な箇所において、避難場所や避難経路を整備し、避難経路の確保が難しい箇所においては、民間施設の活用も含めた津

<p>波避難ビルの指定や避難タワー等の津波避難施設の整備について検討する。</p> <p>また、大規模津波における被害を軽減するため、津波浸水警戒区域に位置する要配慮者等利用施設においては、新たな建築や建替え等の際には警戒区域外への建築を促すなど移転の必要性についても検討する。</p> <p>【総務部、企画部、土木建築部、農林水産部、福祉部、教育部】</p>
<p>[1-2-2] 要配慮者等の安全確保</p> <p>大津波警報の発令時等において、要配慮者等に対し災害発生や避難を促すための情報伝達手段の確保や、平時からの防災知識の普及・啓発、地域における支援体制の確立が必要である。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>大規模災害時には、支援の対象になる避難行動要支援者への支援に係る自助、共助、公助の役割分担や支援体制の構築を図るため、「個別避難計画」の策定に向けた取り組みを推進する。</p> <p>また、「南城市地域防災計画」に定められた災害警戒区域内にある要配慮者施設における「避難確保計画」の作成の促進を図る。</p> <p>【総務部、福祉部、教育部】</p>
<p>[1-2-3] 大規模災害対応力の強化</p> <p>大津波の襲来により沿岸部を中心に多くの住民や建物等が被災した場合において、県内外からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、避難・救護体制の整備や災害対応時の組織体制の強化、防災基盤としての災害対策本部の機能強化や県内の自治体との相互応援体制の構築などが必要である。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-4再掲）</p> <p>【総務部、企画部、市民部、福祉部、島尻消防組合】</p>
<p>[1-2-4] 地域防災組織の拡充</p> <p>本市は地域防災の中核となる自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。また、想定を超える災害においても人命が守られるよう、避難等に資するソフト対策の充実が必要である。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-5再掲）</p> <p>【総務部、企画部】</p>
<p>[1-2-5] 高潮等対策</p> <p>沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え、台風常襲地帯であり、高潮等による被害などが発生しており、自然災害から市民の生命と財産等を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や高潮対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>高潮対策については、高潮、波浪等の自然災害から市民の生命や財産を守るため、景観や生態系などの自然環境に配慮した防災減災対策に取り組む。</p> <p>台風発生時に高潮・波浪等による被害が想定される海岸や老朽化等により機能が確保</p>

されていない堤防や護岸等の海岸保全施設について、管理者である県へ要望するなど、施設の新設・改良等による対策を推進する。

【土木建築部、農林水産部】

[1-2-6]水産基盤施設における防災対策の強化

台風等による波浪や地震・津波等に対して安全性が確保されていない漁港施設の機能強化が求められている。

また、海底火山噴火の影響による軽石漂着などにより、港湾・漁港が機能不全に陥った場合の対策を講じる必要がある。

〈推進方針〉

生活基盤の機能維持・強化として、漁港など水産基盤施設の耐震化対策等に取り組む。また、ハザードマップ等の作成及び避難タワー等の整備の推進、漁港施設の機能保全対策、改良等機能強化対策に取り組む。

漁港施設の機能維持のため、軽石その他漂着物等の除去等について、国や県等と連携し対策を図る。

【農林水産部】

[1-2-7]離島における災害対策

津波浸水想定結果によると、久高島徳仁港（知念）においては12分で津波が到達すると予想されており、多くの住民や観光客の逃げ遅れの防止対策や避難場所を確保する必要がある。

〈推進方針〉（1-1-7再掲）

【総務部、企画部、市民部、土木建築部、農林水産部】

### 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

[1-3-1]治水対策の推進

沖縄県は亜熱帯海洋性気候に属し、年平均降水量が全国平均を上回っていることに加え、台風常襲地帯であることから、河川の氾濫や低地における冠水などが発生しており、自然災害から市民の生命と財産を守るため、予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や治水対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。

〈推進方針〉

「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、沖縄県の管理する二級水系流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示している。本市においても県と連携し、これまでの氾濫・冠水被害箇所や、今後想定される気候変動の影響に伴う水災害に対し、河川改修、流域対策、被害軽減対策などに関し総合的かつ計画的に事業を推進する。

【総務部、土木建築部、農林水産部、上下水道部】

#### [1-3-2]都市の浸水対策の推進

近年頻発している短時間に想定を超える降雨や局地的豪雨など、道路冠水等の内水氾濫のリスクが高まっている。雨水浸透量や貯留能力の減少が雨水流出量の増大を招き、既設の排水設備では、十分な雨水排除が出来ない地域がある。また、排水設備の補修・更新を計画的に進めるとともに、監視システム・警報表示板等の安全対策施設整備が必要である。

##### 〈推進方針〉

都市の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設の整備、冠水実績箇所周辺等の側溝・水路の整備、監視システム・警報表示板等の安全対策施設等の整備を推進する。

また、冠水・内水ハザードマップの作成や住民等による自助・共助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進する。

【総務部、土木建築部、農林水産部、上下水道部】

#### 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり市土の脆弱性が高まる事態

#### [1-4-1]土砂災害対策の推進

本市の内陸部においては、急傾斜地や地すべりなどの土砂災害が発生しており、自然災害から市民の生命と財産を守る必要がある。

予防的対策を含む生活基盤の機能維持・強化や土砂災害対策等の防災・減災対策に取り組む必要がある。

土砂災害の発生源対策、当該地域における宅地等の開発抑制や警戒避難体制の整備に取り組む必要がある。

##### 〈推進方針〉

土砂災害警戒区域内にある要配慮者等利用施設が含まれる危険箇所等について、重点的に対策を行うとともに、ハザードマップの作成・普及や避難訓練の実施、避難確保計画の作成の促進など、警戒避難体制の構築を図る。また、自然環境の回復に必要な砂防施設の改築や治山施設の整備など、国や県などの関係機関と連携し対策強化を図る。

地すべりや急傾地崩壊など、土砂災害が発生する可能性のある場所について、その危険度に応じて、宅地開発を抑制や、擁壁設置等の安全対策を誘導するなど、災害の未然防止のための土地利用を図る。

また、県などと連携し、危険箇所や警戒区域等について看板や標識等の設置・更新を推進し、住民への周知、防災意識の啓発に努める。

また、暴風、季節風、潮風、飛砂等の被害から住宅、農地等を保全するための、防風保安林、潮害防備保安林の整備についても関係機関と連携して対策強化を図る。

【総務部、土木建築部、企画部、福祉部、農林水産部、教育部】



<p>1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生</p>
<p>[1-5-1]防災情報システム等の拡充強化</p> <p>市民、観光客等への迅速な情報提供として、「南城市防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び市防災システムの機能拡充、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、リスク分散のため情報提供手段の多様化を促進する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>市民、観光客等への迅速な情報提供手段として、「南城市防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム（Jアラート）・Lアラートと連携による市防災システム機能拡充を推進する。また、防災ラジオの導入や緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、リスク分散のため情報提供手段の多様化を促進する。さらに地デジ難視聴地域に整備しているG F設備の安定運用に努める。</p> <p>【総務部、企画部】</p>
<p>[1-5-2] 要配慮者等の安全確保</p> <p>要配慮者に対し、災害発生や避難を促すための情報伝達手段の確保や、平時からの防災知識の知識の普及・啓発、地域における支援体制の確立が必要である。</p> <p>〈推進方針〉（1-2-2再掲）</p> <p>【総務部、福祉部、教育部】</p>
<p>[1-5-3]地域防災組織の拡充</p> <p>地域内で情報伝達の不備等により避難行動が遅れることのないよう、地域防災組織の拡充に着実に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-5再掲）</p> <p>【総務部、企画部】</p>
<p>[1-5-4]離島における災害対策</p> <p>久高島における通信手段の途絶や伝達の不備等により避難行動が遅れることのないよう、通信手段の多様化や連絡体制を確保する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-7再掲）</p> <p>【総務部、企画部、市民部、土木建築部、農林水産部】</p>
<p>2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）</p>
<p>2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止</p>
<p>[2-1-1]備蓄食糧・物資等の確保</p> <p>災害時における市民生活を確保するため、平時から食料、飲料水、生活に必要な物資等の備蓄や供給をしておく必要がある。消費期限や適正な管理が必要なことから、購入費用や保管場所等が必要となる。</p>

<p>〈推進方針〉</p> <p>「南城市備蓄計画」に基づき適正なローリングストックを行いながら、必要な食糧等を確保する。また、公助のみでは不足する可能性があることから、家庭内や事業所等における備蓄の推進を図るため、防災教育・啓蒙事業の実施を推進する。</p> <p>【総務部、企画部、教育部】</p>
<p>[2-1-2]災害時における事業者等との連携強化</p> <p>東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要することから、県内での相互応援等による支援体制の強化が必要である。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>災害時等における被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携強化を図る。</p> <p>【総務部】</p>
<p>[2-1-3]緊急物資輸送機能の確保</p> <p>被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することのないよう、緊急輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-6再掲）</p> <p>【総務部、企画部、土木建築部、農林水産部】</p>
<p>[2-1-4]水道施設の老朽化・耐震化対策の推進</p> <p>上水道施設が地震等により被災した場合、島しょ地域である沖縄県は県外からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、耐震化等を進めていく必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>大規模災害の発生により上水道設備の破損等により、長期間にわたり水の供給停止することのないよう、水道施設の計画的な更新、耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策を推進する。</p> <p>【上下水道部】</p>
<p>[2-1-5]安定した水資源の確保</p> <p>大規模災害等により水源の汚染や異常渇水等により安定した水資源が確保できなくなる恐れがあることから、水道施設の代替設備や水源の確保が必要となる。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>安定した水資源の確保については、雨水や再生水等の雑用水等への有効利用を図るとともに、水が貴重な資源であることを市民一人ひとりが再認識し、節水や水循環など水を大切に使う社会の実現に向けた取組みを推進する。また、災害時に水資源として地下水等を利用できるよう環境の保全に努めるとともに、ろ過装置等の整備等について検討する。</p> <p>【市民部、上下水道部】</p>

<p>[2-1-6]離島における災害対策</p> <p>久高島が被災し、長時間孤立して救助救援に時間を要する事態となっても、必要な食料・飲料水、その他必要物資等を確保する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-7再掲）</p> <p>【総務部、企画部、市民部、土木建築部、農林水産部】</p>
<p>2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生</p>
<p>[2-2-1] 公共施設等における耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進</p> <p>久高島や奥武島、内陸部や沿岸部の集落において、地震・津波により生命線となる港湾、漁港、道路、橋梁、通信施設が被災し、長時間外部からの救援が不能となる事態が予想されることから、孤立化に強い施設整備及び人づくりに取り組む必要がある。</p> <p>大規模な地震発生の際に災害応急対策の拠点や避難所機能をもつ市庁舎、学校の校舎や体育館、社会福祉施設等の建築物及び多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物については、耐震診断や維持・改修等を進めていく必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-1再掲）</p> <p>【総務部、福祉部、土木建築部、農林水産部、教育部】</p>
<p>[2-2-2] 緊急物資輸送機能の確保</p> <p>緊急輸送機能を持つ港湾・漁港における緊急物資輸送機能を有する施設の整備や安全で安定的な運航の確保に資する適切な管理運営が求められる。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-6再掲）</p> <p>【総務部、企画部、土木建築部、農林水産部】</p>
<p>[2-2-3] 地域防災組織の拡充</p> <p>孤立化が想定される地域では、初期消火、避難対策、救助・救護等を地域の組織力で自主的に対処できるよう対策を図る必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-5再掲）</p> <p>【総務部、企画部】</p>
<p>[2-2-4] 防災情報システム等の拡充強化</p> <p>孤立集落等においても迅速に情報提供を行う必要がある。また、市民への情報提供手段の多様化を促進する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-5-1再掲）</p> <p>【総務部、企画部】</p>
<p>2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>
<p>[2-3-1] 応援体制の強化</p> <p>大規模災害時の救助・救急活動等において、自衛隊、警察、消防、海上保安庁等だけでは対応が困難な場合、県外からの応援を求める必要があり、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるように、受援計画を策定し、事前の準備に努める必要がある。</p> <p>また、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施</p>

<p>して自衛隊、警察、消防、海上保安庁等との連携体制を充実させる必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>大規模災害時の救助・救急活動等において、自衛隊、警察、消防、海上保安庁等だけでは対応が困難な場合、県を通じて県外からの応援を求める必要があり、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるよう、受援計画の策定など事前の準備に努める。</p> <p>また、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防、海上保安庁等との連携体制の充実を図る。</p> <p>【総務部、島尻消防組合】</p>
<p>[2-3-2] 消防力の強化</p> <p>消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足を回避するため、消防力の強化に着実に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉 (1-1-5再掲)</p> <p>【総務部、島尻消防組合】</p>
<p>2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足</p>
<p>[2-4-1] 備蓄食糧・物資等の確保、災害時における事業者等との連携強化</p> <p>大量かつ長期の帰宅困難者の発生により、水・食料等の供給が不足することが想定されることから、本市の備蓄品以外の水や食糧等の調達が必要とある。</p> <p>〈推進方針〉 (2-1-1、2-1-2再掲)</p> <p>【総務部】</p>
<p>[2-4-2] 緊急物資輸送機能の確保</p> <p>被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給が長期停止することのないよう、緊急輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉 (1-1-6再掲)</p> <p>【総務部、企画部、土木建築部、農林水産部】</p>
<p>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p>
<p>[2-5-1] 救急医療、離島医療の充実</p> <p>本市においては救急病院がなく、十分な救急医療を提供できないため、沖縄本島内の医療機関や久高診療所への救急医療の連携体制を整備・拡充することが求められる。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>救急医療体制の充実を図るとともに、久高島や内陸部、沿岸部など孤立化する可能性の高い地域において、緊急用ヘリコプターの要請、専門医の派遣要請、遠隔医療による支援要請など、医療提供体制の充実に努める。また、救急の日等を通して、医療機関及び消防機関との連携により人工心肺蘇生法やAED設置等の普及啓発に努め、救急医療に係る市民相互扶助の社会づくりを推進する。</p> <p>【総務部、市民部、島尻消防組合】</p>

#### [2-5-2]災害時の救急医療体制の充実

災害時に迅速な救急医療活動の展開を図るため、専門的な研修・訓練を受けた医師、看護師等の連携と、災害医療に係る総合的な情報収集等を行うための広域災害救急医療情報システムの運用を行う必要がある。

##### 〈推進方針〉

災害時に迅速な救急医療活動の展開を図るため、専門的な研修・訓練を受けた医師、看護師、業務調整員から成るDMAT（災害派遣医療チーム）の支援を受けられるよう、訓練等を通じて体制強化を図る。

【総務部、市民部、島尻消防組合】

### 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

#### [2-6-1]感染症対策の推進

感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、市民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要である。また、感染症まん延期における災害対策時や避難所開設・運営における感染防止対策が必要である。

##### 〈推進方針〉

市民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、市民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要であり、平時から感染症対策に向けた取り組みを推進する。

災害時においては、感染症罹患者の自宅療養者や濃厚接触者への対応・感染予防対策、避難者の健康状態の確認、避難所における専用スペースや動線の確保など、消毒液や必要な資機材等を調達し、感染症対策を行う。また、避難所開設・運営訓練を実施し、対応手順等について習熟を図る。

【総務部、市民部、福祉部】

### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

##### [3-1-1]地域安全対策の推進

市民を様々な事件・事故等から守るとともに、災害時に警察機能の大幅な低下により治安が悪化することのないよう、平時から地域安全対策の推進に着実に取り組む必要がある。

##### 〈推進方針〉

災害時にも治安が悪化することのないよう、平時から与那原署と連携し相談体制等の充実を推進する。また、社会情勢の変化に伴って多様化する犯罪に迅速・的確に対応するよう、犯罪情勢に即した市民への情報提供及び啓発活動のほか、自主防犯ボランティア団体への支援や与那原署その他の関係機関と連携し、犯罪の抑止活動など市民を様々

<p>な事件・事故等から守る取組みについて推進する。</p> <p><b>【市民部】</b></p>
<p>3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発</p>
<p>[3-2-1]交通安全環境の整備</p> <p>災害時に信号機の全面停止等により重大交通事故が多発することのないよう、平時から交通安全環境の整備に取り組む必要があり、交通安全施設の整備に加えて、老朽化した信号機や道路標識、消えかかっている道路標示等の更新について充実強化する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>災害時に信号機の全面停止等により重大交通事故が多発することのないよう、平時から交通安全施設等の整備について、県警や与那原署と連携し推進する。</p> <p><b>【市民部、土木建築部】</b></p>
<p>3-3 地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下</p>
<p>[3-3-1] 公共施設等における耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進</p> <p>重要な行政機関等が機能不全に陥ることのないよう、庁舎や消防施設等のライフラインの確保などの機能強化や耐震化・老朽化対策を推進する。</p> <p>〈推進方針〉 (1-1-1再掲)</p> <p><b>【総務部、島尻消防組合】</b></p>
<p>[3-3-2] 災害対策本部運営訓練の実施</p> <p>災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、大規模な地震・津波等を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、災害時の職員の安否・参集システムの利用や、大規模な地震・津波、土砂災害等の各種災害を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施に努める。</p> <p><b>【総務部】</b></p>
<p>[3-3-3] 災害対策拠点整備</p> <p>大規模災害時に全庁挙げて対応すること及び関係機関の受入と連携体制の構築の迅速化を図るため、映像表示システムや通信システム等の整備を行うとともに、当該システム等を防災訓練等で運用しながら、関係職員の習熟度向上を図る必要がある。</p> <p>また、災害拠点としての機能を維持するため必要なエネルギーの確保について、電力供給が停止した場合においても、自立して供給可能な施策の検討が必要である。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>大規模災害時に全庁挙げて対応すること及び関係機関の受入と連携体制の構築の迅速化を図るため、災害対策本部等に必要映像表示システムや通信システム等の整備を行う。また、当該システム等を防災訓練等で運用しながら関係職員の習熟度向上を図る。</p>

<p>災害拠点施設の機能を維持するため、非常用発電設備の設置や平時からの利用可能な高効率化ジェネレーション、燃料電池、蓄電池、再生可能エネルギー等の自立分散型エネルギーの導入推進について検討する。</p> <p>【総務部、企画部】</p>
<p>[3-3-4] ICT部門における業務継続体制の整備</p> <p>基幹系システム・財務会計システムをクラウドへ移行したことから、回線切断等の突発的な事象による住民情報等の処理や通信の停止・断絶により、システムの復旧に時間を要し、業務の再開が遅れる可能性がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>非常時でも優先的に実施しなければならないICT部門業務について精査し、ICT-BCP計画の策定について検討する。</p> <p>【企画部、市民部】</p>
<p>4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する</p>
<p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p>
<p>[4-1-1]総合行政情報通信ネットワークの運用</p> <p>民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理を徹底する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、県の整備した総合行政ネットワークを活用し、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理に努める。</p> <p>【総務部、企画部】</p>
<p>[4-1-2]災害時における事業者等との連携強化</p> <p>災害時に非常用発電機等の燃料を確保するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>災害時に非常用発電機等の燃料を確保するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で復旧復興への取り組むよう体制の構築を図る。</p> <p>【総務部、企画部】</p>
<p>4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p>
<p>[4-2-1]防災情報システム等の拡充強化</p> <p>テレビやラジオが中断した際にも、市民等への情報提供ができるよう、「南城市防災情報システム」の拡充強化、全国瞬時情報システム（Jアラート）及び市防災無線の整</p>

<p>備を促進し、また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、リスク分散のため情報提供手段の多様化を促進する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-5-1再掲）</p> <p>【総務部】</p>
<p>5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</p>
<p>5-1 サプライチェーンの寸断、基幹的交通ネットワークの機能停止等による地域経済活動の低下</p>
<p>[5-1-1] 公共施設等における耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進</p> <p>サプライチェーンの寸断、基幹的陸上海上交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、道路、橋梁、港湾、漁港施設等における耐震化対策の推進に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-1再掲）</p> <p>【総務部、土木建築部、農林水産部】</p>
<p>[5-1-2] 人流・物流を支える港湾・漁港の整備</p> <p>島しょ地域において、港湾・漁港は物流輸送の大部分を支える産業基盤であることから、災害時にサプライチェーンの寸断や基幹的交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないように、物流を支える港湾・漁港の整備に平時から取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>港湾・漁港は人流・物流輸送の大部分を支える産業基盤であることから、災害時にサプライチェーンの寸断や基幹的交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないように、国や県へ要望するなど連携を図りながら、人流・物流を支える港湾・漁港の整備の推進を図る。</p> <p>【土木建築部、農林土木部】</p>
<p>[5-1-3] 緊急物資輸送機能の確保</p> <p>サプライチェーンの寸断、基幹的陸上海上交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-6再掲）</p> <p>【総務部、土木建築部、農林水産部】</p>
<p>[5-1-4] 陸上交通基盤の整備</p> <p>産業発展に必要な基盤整備を戦略的に進めるとともに、災害時にサプライチェーンの寸断や基幹的交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないよう、陸上交通基盤等の整備に平時から取り組む必要がある。</p> <p>道路は市民生活や経済活動を支える上で重要な役割を果たしているが、広域交流拠点との有機的な連結が実現しておらず、体系的な幹線道路ネットワークの早期構築が必要である。</p>



〈推進方針〉

陸上交通は、市民生活や観光客の利便性の向上及び産業の発展に密接に関わっていることから、高速性、定時性、安全性の確保に加え、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセスの改善、公共交通機関の整備等の充実を図る。現在、南部東道路の一部供用開始となっているが、国や県などと連携し、全線開通の早期実現を目指す。また、市内道路網についても計画的に整備の推進を図る。

【企画部、土木建築部、農林水産部】

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

[5-2-1]安定したエネルギーの確保

災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止することのないよう、平時から供給する民間事業者が主体となって安定したエネルギーの確保に取り組む必要がある。沖縄県は供給系統が独立していることに加え、離島が多いなど電力供給面で構造的な不利性を有していることから、電力の安定的かつ適正な供給の確保を図る必要がある。

〈推進方針〉

災害時にエネルギーの停止により社会経済活動・サプライチェーンの維持が困難になることのないよう、民間事業者が主体となり安定したエネルギーの確保について要望していく。また、庁舎や避難所等における再生可能エネルギーの導入、電源の自立分散型エネルギーの導入等、電源の分散化及び備蓄可能な燃料等の確保について検討する。

災害時における相互応援協定の締結により、事業者との協力体制の強化を図る。

【総務部】

[5-2-2]電力エネルギーの安定供給

災害時に社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給が停止することのないよう、平時から電気事業者が主体となって電力エネルギーの安定供給に取り組む必要がある。

〈推進方針〉

災害時において、電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止等、生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、民間事業者へ働きかける。電気事業者が主体となって、社会経済活動、サプライチェーンの維持、産業の振興及び持続的発展に不可欠なエネルギーを、将来にわたり安定供給が図られるよう取り組みを推進する。

災害時の業務継続に必要なエネルギーの確保と地球環境問題への適切な対応を図るために、クリーンエネルギーの導入について検討する。

【総務部、企画部、市民部、農林水産部】

[5-2-3]事業者における防災対策の強化

災害時において、事業者等が産業インフラとしての電力基盤の整備等、安定供給が図

られるよう取り組む必要がある。

〈推進方針〉

各事業者において、大規模災害後も重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定や防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化の推進、備蓄可能な燃料の確保等の防災対策の推進について啓発に努める。

【総務部】

### 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### [5-3-1] 重要な産業施設等における防災対策の推進

重要な産業施設等における災害の発生及び拡大の防止等のため、総合的な防災施策の確立と適切な措置を実施する必要がある。このため、実践的技能の向上並びに相互連絡協調体制の確立を図るための防災訓練を実施する必要がある。

〈推進方針〉

本市における重要な産業施設等における災害の発生及び拡大の防止等のため、総合的な防災施策の確立と適切な措置について事業所と連携し、防災対策の推進を図る。

【総務部】

### 5-4 食料等の安定供給の停滞

#### [5-4-1] 災害時における事業者等との連携強化

沖縄県は他県から海を隔てた遠隔の地に位置し、東日本大震災のような大規模災害が発生した場合、他県からの本格的な応援等の到着には時間を要し食料等が不足することから、事業者等と連携して食料等を調達する必要がある。

〈推進方針〉（2-1-2再掲）

【総務部】

#### [5-4-2] 地域特性に応じた農業生産基盤の整備

大規模災害時においても食料等の安定供給の停滞等、農業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合する生産基盤の整備・保全を推進する必要がある。

〈推進方針〉

亜熱帯特性等を生かした特色ある農業の振興を図るとともに、大規模災害の発生後も農産物等食料の安定供給の停滞等、農業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、生産基盤の整備・保全を推進することとし、南城市の地域特性に応じた農業生産基盤整備等の取組みを推進する。

【農林水産部】

#### [5-4-3] 地域特性に応じた水産業生産基盤の整備

大規模災害時においても食料等の安定供給の停滞等、水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、亜熱帯・島しょ性の地域特性に適合する水産業生産基盤の整

<p>備・保全に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>亜熱帯特性等を生かした特色ある水産業の振興を図るとともに、大規模災害の発生後も食料の安定供給の停滞等、水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、地域特性に適合する生産基盤の整備・保全を推進することとし、南城市の地域特性に応じた水産業生産基盤整備等の取組みを推進する。</p> <p>【農林水産部】</p>
<p>6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p>
<p>6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止</p>
<p>[6-1-1]安定したエネルギーの確保、電力エネルギーの安定供給</p> <p>電力ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止等、災害による生活・経済活動への影響を最小限にとどめるため、供給する事業者が主体となって電力エネルギーの安定供給、エネルギー確保に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（5-2-1、5-2-2再掲）</p> <p>【総務部、企画部、市民部、農林水産部】</p>
<p>6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止、異常濁水等による用水の供給の途絶</p>
<p>[6-2-1] 水道施設の老朽化・耐震化対策の推進</p> <p>上水道施設が地震等により被災した場合、他府県からの支援等が困難であり、広範囲かつ長期にわたる断水の発生が予測されることから、老朽化施設の計画的な更新、耐震化を進めていく必要がある。</p> <p>生活基盤の機能維持・強化として、上水道施設の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策が必要である。</p> <p>〈推進方針〉（2-1-4再掲）</p> <p>【上下水道部】</p>
<p>[6-2-2]安定した水資源の確保</p> <p>ライフラインである上水道の整備については、安全な水道水を将来にわたって安定的に供給するため、今後の水需要や水質の安全性を確保するための施設整備や老朽化した施設の計画的な更新、耐震化を進める必要がある。また、小規模水道事業の運営基盤の強化や水道サービスの向上が求められる。</p> <p>〈推進方針〉（2-1-5再掲）</p> <p>【上下水道部】</p>

<p>6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止</p>
<p>[6-3-1] 下水道事業の推進（長寿命化・地震対策）</p> <p>生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設等の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む必要がある。また、下水道未整備地域における認可区域の拡大を図る必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設等の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策、非常用電源等の整備の推進を図る。</p> <p>先導的都市拠点や下水道未整備地区においては、認可区域の拡大を図り、整備を推進する。また、公共下水道、農漁業集落排水、浄化槽等に係る事業間連携を強化し、施設の整備や改築を計画的に推進する。</p> <p>【企画部、市民部、上下水道部】</p>
<p>6-4 地域交通ネットワークが分断する事態</p>
<p>[6-4-1] 公共施設等における耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進、緊急物資輸送機能の確保</p> <p>生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時にも地域交通ネットワークが分断されないよう、道路、橋梁、港湾、漁港など公共施設等における耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-1-1、1-1-6再掲）</p> <p>【総務部、土木建築部、農林水産部】</p>
<p>[6-4-2] 地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備</p> <p>災害時にも地域交通ネットワークが分断することのないよう、地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備に平時から取り組む必要がある。</p> <p>市民生活を支える道路の整備にあたっては、地域の特性を踏まえつつ、地域コミュニティや地域活性化への配慮が必要である。自動車の利用が多い本市では、生活道路及び通学路における歩行者の交通安全等の確保のための市道の整備が必要である。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>陸上における輸送基盤の整備として、主要幹線道路、幹線道路、地域幹線道路などの各路線の計画的な整備の推進を図る。</p> <p>離島住民及び観光客等の平時においても重要な移動手段であり、港湾及び漁港施設の海上輸送基盤としての防災力強化を図る。</p> <p>市民生活の向上、魅力あるまちづくり及び産業・経済・観光業の発展を実現するため、地域特性に応じた各交通施策を効率的かつ機能的に実施し、国や県と連携し、交通ネットワークの拡充・強化を含めた基盤整備を図る。</p> <p>【企画部、土木建築部】</p>

<p>7 制御不能な二次災害を発生させない</p>
<p>7-1 市街地での大規模火災の発生、沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺</p>
<p>[7-1-1] 市街地等の整備改善と避難地の確保、避難道路・緊急輸送道路等の確保</p> <p>災害発生時には、住民が迅速かつ適確な避難行動をとることが重要であり、避難場所や避難経路の確保が求められる。</p> <p>緊急輸送道路や避難路の沿道にある民間特定建築物については、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を促進する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉 (1-1-3再掲)</p> <p>【総務部、土木建築部、農林水産部】</p>
<p>[7-1-2] 住宅・建築物等の耐震化・老朽化対策の促進</p> <p>公営住宅に関しては、新耐震基準による建築となっているが、老朽化が進んでいることから、修繕等が必要である。</p> <p>台風常襲地帯である等の地域性から鉄筋コンクリート造の住宅が多く、木造住宅と比較して耐震診断・改修費用が高く、所有者負担が大きいことから民間住宅の耐震化が立ち遅れている。</p> <p>不特定多数のひとが利用する特定建築物や緊急輸送道路や避難路の沿道にある建築物については、災害時における多数の者の円滑な避難、救急、消防活動の実施等の観点から耐震化を促進する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉 (1-1-2再掲)</p> <p>【土木建築部】</p>
<p>[7-1-3] 地籍調査の促進</p> <p>地籍整備が遅れている地域において、復旧復興が大きく遅れる要因となることから、地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備が必要である。</p> <p>〈推進方針〉 (1-1-8再掲)</p> <p>【総務部、企画部】</p>
<p>7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生</p>
<p>[7-2-1] 重要な産業施設等における防災対策</p> <p>臨海部におけるガス貯蔵設備等に係る災害の発生及び拡大の防止等のため、関係機関等は、総合的な防災施策の確立と適切な措置を実施する必要がある。</p> <p>このため、実践的技術の向上並びに相互連絡協調体制の確立を図るための防災訓練を実施する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉 (5-3-1再掲)</p> <p>【総務部】</p>

<p>[7-2-2]水産基盤施設における防災対策の強化</p> <p>臨海部の広域複合型災害の発生を防止するため、漁港など水産基盤施設におけるハザードマップ作成等の防災対策の検討、耐震化対策等に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-2-6再掲）</p> <p>【農林水産部】</p>
<p>[7-2-3]高潮等対策</p> <p>臨海部における広域複合型災害の発生を防止するため、高潮等対策に着実に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-2-5再掲）</p> <p>【土木建築部、農林水産部】</p>
<p>7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生</p>
<p>[7-3-1]治水施設の機能維持（長寿命化対策）</p> <p>自然災害に対する機能強化のため、農業用排水施設等における老朽化対策等を行う必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>自然災害に対する機能強化のため、農業用排水施設等の新設並びに改修や長寿命化等対策を行うとともに適正な維持管理に努める。</p> <p>【農林水産部】</p>
<p>[7-3-2]ため池等整備（農地及び農業用施設の保全）</p> <p>老朽化等によるかんがい用ため池の決壊や、風水害等による土砂崩壊等の未然防止及び農用地の保全を図る必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>老朽化のため決壊等の恐れのあるかんがい用ため池の改修や、風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所に対する土留め及び擁壁等の新設・改修により、災害の未然防止を図るとともに、農用地の保全を図る。</p> <p>【農林水産部】</p>
<p>[7-3-3]農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策</p> <p>自然災害に対する土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を行う必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕のため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を行うとともに、農林水産業の振興を図る。また、農地海岸の機能維持のため、漂着物等の除去について、国や県等と連携し対策を図る。</p> <p>【農林水産部】</p>
<p>7-4 有害物質の大規模拡散・流出</p>

[7-4-1]水質保全に関する監視活動、普及啓発等

野生生物にとってすみよい環境や市民の憩いの場としての自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から水質汚濁対策に取り組む必要がある。

〈推進方針〉

災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から水質汚濁対策に有害物質の貯蔵状況等に関する情報収集に努める。また、県による事業者に対する監視指導や河川浄化等に関する普及啓発活動と連携するとともに、地下水質のモニタリングにより現状把握に努める。

【市民部】

[7-4-2]大気環境の常時監視、事業者の監視・指導の強化

野生生物にとってすみよい環境や市民の憩いの場としての自然環境を確保するとともに、災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から大気汚染対策に取り組む必要がある。

〈推進方針〉

災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から大気汚染対策に関係機関と連携を図り、県の実施する大気環境の常時監視や発生源となる工場などの監視・指導等により、有害物質の貯蔵状況等に関する情報収集に努める。

【市民部】

7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

[7-5-1]自然環境に配慮した森林・林業生産基盤の整備

本島中南部地域においては、都市化の進展や各種開発等により森林率が低く荒廃原野が広く分布していることから、森林の荒廃による土砂崩れが発生するなど、森林の持つ多面的機能の維持・増進が求められている。

〈推進方針〉

亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るとともに、森林の荒廃による土砂崩れの防止を図り、森林の持つ多面的機能の維持・増進を推進する。

【農林水産部】

[7-5-2]農地及び農業用施設の保全

自然災害等による農地の荒廃を防ぐため、農地及び農業用施設の保全に取り組む必要がある。

〈推進方針〉

農地及び農業用施設の機能強化対策を行うなど保全に努め、農業の振興を図る。

【農林水産部】

[7-5-3]耕作放棄地発生防止対策

農地の荒廃により、災害時に被害が拡大することのないよう、耕作放棄地発生防止の対策に取り組む必要がある。

<p>〈推進方針〉</p> <p>農地の荒廃を防ぐため、耕作放棄地を就農希望者等へつなぐなど、平時より耕作放棄地発生防止の取組みを推進し、農業の振興を図る。</p> <p>【農林水産部】</p>
<p>[7-5-4]交流と共創による農山漁村の活性化</p> <p>農地が荒廃することのないよう、農林水産業の基盤である農山村等の活性化を図る必要があるが、農家の高齢化、後継者不足等により農山村の活力低下が懸念され、農村環境の保全や地域ぐるみの共同活動を促進するためにも地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>農林水産業の持続的発展の基盤であり、人々の生活空間である農山村等の活性化を図るため、また、農山村等の活性化により農地の荒廃を防ぐため、地域コミュニティの基盤強化を促進する。また、農山村等と市民・観光客等とのふれあいの場の創出、他産業との連携による取組みを推進し、活性化を図る。</p> <p>【企画部、農林水産部】</p>
<p>7-6 風評被害等による地域経済等への甚大な影響</p>
<p>[7-6-1]防災情報システム等の拡充強化</p> <p>災害発生時、被災地内外に正しい情報を発信するため、「南城市防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム（Jアラート）及び南城市防災無線の機能を維持し、また、緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、情報提供手段の多様化を促進する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-5-1再掲）</p> <p>【総務部】</p>
<p>8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する</p>
<p>8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>[8-1-1]災害廃棄物処理計画フォローアップ</p> <p>大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生する恐れがある。</p> <p>災害廃棄物の処理主体は市であるため、災害廃棄物の円滑な処理には、仮置き場、処理ルート等を想定した計画等を整理する必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生する恐れがあることから、災害廃棄物の円滑な処理には、仮置き場、処理ルート等を想定した「南城市災害廃棄物処理計画」を策定し、関係職員において共通認識を図る。</p> <p>【市民部】</p>



<p>[8-1-2]災害時における事業者等との連携強化</p> <p>大規模な災害の発生により発生した大量の廃棄物の処理を迅速に実施するため、市と民間事業者等との連携を強化し、協働で取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>災害廃棄物の処理等を迅速に実施するため、平時から市と民間事業者等との協定締結などによる連携強化を図り、協働で対策に取り組む必要がある。</p> <p>【総務部、市民部】</p>
<p>8-2 災害時の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>[8-2-1]建設産業人材の育成</p> <p>災害時における復旧・復興を担う建設産業人材の協力が得られるように平時から取り組む必要がある。また、建築物の応急危険度判定や防災に関する必要な知識の普及・啓発を図る必要がある。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>地域経済を支える産業の持続的な成長発展に向け、道路啓開等の復旧・復興を担う人材が不足することのないよう、建設産業における人材の育成への取組みについて国や県と連携を図り推進する。</p> <p>【企画部、土木建築部】</p>
<p>8-3 地域コミュニティの崩壊や治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>[8-3-1]地域コミュニティ力の強化（地域づくりを担う人材の育成）</p> <p>地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域コミュニティの活性化を図り、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努める必要があるが、若者の都市部への流出により地域の担い手が不足し、地域活力の停滞が問題となっている。加えて少子高齢化等に伴う地域全体の活力低下が懸念されている。</p> <p>地域の持続的な活性化に向けては、地域の良さを再認識し、地域の様々な魅力ある資源を具体的な事業に結びつけ、地域活動の広がりをとおして、地域の活性化を主導できる人材が求められている。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>地域コミュニティ力の構築、地域コミュニティの活性化を推進するため、自治会加入の促進や自治会活動の支援を行う。市民が主役の協働のまちづくりを推進するため、なんじょう市民活動支援センターを拠点として、市民及び市民活動団体等とのネットワーク構築、相談業務並びに地域づくりに関する研修、情報発信及び取組事例の共有を図り、地域における課題解決につながる学習等を促進する。</p> <p>ハザードマップの作成や訓練・防災教育等の普及、住民とともに地域づくりを担う人材の育成に努める。</p>

<p>生産者や市内事業者の活性化に資する必要な知識や技術の習得のための支援を行うなど、マネジメント及びコーディネート能力の高い地域リーダーの育成等を図る。</p> <p>【総務部、企画部、農林水産部】</p>
<p>[8-3-2] 地域防災組織の拡充</p> <p>地域における防災力の向上及び地域コミュニティの活性化を図る必要があるが、本市は、地域防災の中核となる自主防災組織の組織率が低いなど、大規模災害に対する備えが十分ではない。</p> <p>〈推進方針〉 (1-1-5再掲)</p> <p>【総務部、企画部】</p>
<p>[8-3-3] 交流と共創による農山漁村の活性化</p> <p>農山村等の活性化を図る必要があるが、農家の高齢化、後継者不足等により農山漁村の活力低下が懸念され、農村環境の保全や地域ぐるみの共同活動を促進するためにも地域リーダーの育成・確保は喫緊の課題である。</p> <p>〈推進方針〉 (7-5-4再掲)</p> <p>【農林水産部】</p>
<p>[8-3-4] 地域安全対策の推進</p> <p>治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、平時から地域安全対策の推進に着実に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉 (3-1-1再掲)</p> <p>【市民部】</p>
<p>8-4 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態</p>
<p>[8-4-1] 公共施設等における耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進、避難道路・緊急物資輸送機能の確保</p> <p>基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることなどのないよう、道路、橋梁、港湾、漁港など基幹インフラとなる公共施設の耐震化対策の推進、緊急物資輸送機能の確保に着実に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉 (1-1-1、1-1-3再掲)</p> <p>【土木建築部、農林水産部】</p>
<p>[8-4-2] 地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備</p> <p>各地域の特性や社会環境の変化等に対応した生活基盤の整備・拡充を図るとともに、基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉 (6-4-2再掲)</p> <p>【土木建築部、農林水産部】</p>

8-5 広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
<p>[8-5-1]高潮等対策、都市の浸水対策</p> <p>広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れることのないよう、高潮等対策、都市の浸水対策等に着実に取り組む必要がある。</p> <p>〈推進方針〉（1-2-5、1-3-2再掲）</p> <p><b>【土木建築部、農林水産部、上下水道部】</b></p>
8-6 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊による有形・無形文化財の衰退・損失
<p>[8-6-1]文化財等の防災対策の推進</p> <p>市内の人気観光地となっている斎場御嶽には、国内外から年間約35万人の観光客が訪れる。また、市内には約1,200件余のグスクや有形・無形文化財、民俗文化財、記念物などの文化遺産（未指定含む）が存在しており、大規模災害時にそれらが喪失することのないよう防災対策や保存を推進する必要がある。また、多くの観光客等の防災対策が必要である。</p> <p>〈推進方針〉</p> <p>大規模災害時に、本市における重要な文化遺産（石垣等を含む）の耐震化対策や防火対策、適切な保存修理、その他必要な防災設備の整備を推進する。</p> <p>また、災害によるコミュニティの崩壊による無形文化財の喪失やその他文化財等の継承が途絶えることのないよう、平時からコミュニティの活力を維持できるよう支援に取り組む。</p> <p><b>【企画部、教育部】</b></p>

### 3 施策分野別の推進方針

#### (1) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（シナリオリスク）」を回避するため、本市の強靱化に向け取り組むべき施策分野として、次のとおり10の個別分野、2つの横断的分野を設定した。

#### 個別分野

1	行政機能／消防等	6	交通・物流
2	住宅・都市	7	農林水産
3	保健・医療・福祉	8	市土保全
4	エネルギー・産業	9	環境
5	情報通信	10	土地利用

横断的分野

1	老朽化対策
2	民間事業者等との連携

(2) 個別施策分野

脆弱性評価結果を踏まえた推進施策について、個別施策分野ごとに整理する。

1. 行政機能／消防等		
推進施策 / 推進方針	施策No.	実施主体
<p>○公共施設等における耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進</p> <p>防災拠点や生活・活動の場となる公共施設等について、公共施設、道路・橋梁、公園などのインフラ施設、学校施設及び社会福祉施設の耐震化対策、老朽化対策等を推進する。また、災害時においても、公共施設、学校施設、社会教育・体育施設等、社会福祉施設等が避難所に必要な機能及び学習環境等を確保するよう努める。</p> <p>学校施設や社会福祉施設、社会教育・体育施設については、年次更新計画の策定や、計画的な設備等の更新に取り組む。また、日常的な安全点検や維持補修を行い、児童生徒、市民の安全確保に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>[1-1-1]</p> <p>[2-2-1]</p> <p>[3-3-1]</p> <p>[5-1-1]</p> <p>[6-4-1]</p> <p>[8-4-1]</p>	<p>総務部</p> <p>土木建築部</p> <p>農林水産部</p> <p>上下水道部</p> <p>教育部</p> <p>福祉部</p> <p>島尻消防組合</p>
<p>○大規模災害対応力の強化</p> <p>大規模災害が発生しても市民の生命、財産を守るため、大地震や津波など様々な状況に対応できる実行力のある危機管理体制の強化を図る。大規模災害時に全庁体制で対応するため、災害対策本部の各部署・職員の初動対応力を向上させるため、大規模災害を想定した実践的な訓練を行う。</p> <p>自衛隊、警察、消防、海上保安庁など関係機関の支援の受け入れや連携体制を構築するとともに、円滑な受援（または応援）ができるよう受援計画の策定など事前の準備に努める。</p> <p>医療救護体制の強化など関係機関と連携し、避難・救護体制の整備・強化を推進する。また、市民や観光客等が日頃から危険な場所や避難場所・避難経路などが把握できるよう、ハザードマップの作成や災害時における要支援者避難計画の作成の促進、防災訓練や避難訓練の充実等を図る。さらに、食料・飲料水や生活物資、燃料等の備蓄について、行政のみならず、住民や地域、事業所などにおいても備蓄するよう周知し、食料・飲料水その他生活物資等の確保に努める。</p>	<p>[1-1-4]</p> <p>[1-2-3]</p>	<p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>市民部</p> <p>福祉部</p> <p>島尻消防組合</p>

<p>○災害対策拠点整備</p> <p>大規模災害時に全庁挙げて対応すること及び関係機関の受入と連携体制の構築の迅速化を図るため、災害対策本部等に必要映像表示システムや通信システム等の整備を行うとともに、当該システム等を防災訓練等で運用しながら関係職員の習熟度向上を図る。</p> <p>災害拠点施設の機能を維持するため、非常用発電設備の設置や平時からの利用可能な高率化ジェネレーション、燃料電池、蓄電池、再生可能エネルギー等の自立分散型エネルギーの導入推進について検討する。</p>	[3-3-3]	総務部 企画部
<p>○ICT部門における業務継続体制の整備</p> <p>非常時でも優先的に実施しなければならないICT部門業務について精査し、ICT-BCP計画の策定について検討する。</p>	[3-3-4]	企画部 市民部
<p>○災害対策本部運営訓練の実施</p> <p>災害対策本部員及び各部の初動対応力を向上させるため、災害時の職員の安否・参集システムの利用や、大規模な地震・津波、土砂災害等の各種災害を想定した災害対策本部の初動について実践的な訓練を実施に努める。</p>	[3-3-2]	総務部
<p>○災害時における事業者等との連携強化</p> <p>災害時等における被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携強化を図る</p>	[2-1-2] [2-4-1] [4-1-2] [5-4-1] [8-1-2]	総務部 市民部
<p>○応援体制の強化</p> <p>大規模災害時の救助・救急活動等において、自衛隊、警察、消防、海上保安庁等だけでは対応が困難な場合、県を通じて県外からの応援を求める必要があり、災害の規模等に応じて円滑に応援又は受援できるよう、受援計画の策定など事前の準備に努める。</p> <p>また、緊急時の連絡体制及び受入れ拠点等を明確にしておくとともに、訓練等を実施して自衛隊、警察、消防、海上保安庁等との連携体制の充実を図る。</p>	[2-3-1]	総務部 島尻消防組合
<p>○消防力の強化</p> <p>地域における防災力の向上のため、市民の防災意識の向上、防災教育の推進を図るとともに、自主防災組織の結成促進、活動支援及び普及拡大等を図る。</p>	[1-1-5] [2-3-2]	総務部 島尻消防組合

<p>実行力のある消防防災体制の強化を図るため、消防防災設備の整備の推進、消防本部及び消防団との連携強化、大規模災害への対応も踏まえた広域的連携の強化などを図る。</p>		
<p>○離島における災害対策</p> <p>久高島住民や観光客を対象とした防災訓練について、関係機関と連携し、定期的実施する。また、避難所となる施設や情報通信設備等における適切な管理や機能強化を図る。久高島診療所に必要な資機材等の確保についても県へ要望するなど、災害時における医療機関の機能維持・強化に努める。</p> <p>港湾・漁港における施設の適正な維持管理や耐震性・耐浪性等強化について、国や県などと連携し、輸送機能の維持・強化に努める。また、自衛隊ヘリの要請について、国や県との協力体制の強化を図る。</p> <p>民間事業者等との連携によるドローンの活用等について検討し、迅速な災害対応が可能となるよう災害協定の締結を推進する。</p> <p>また、孤立時には島内にいる住民・観光客、事業者等による自助、共助の相互協力が不可欠であることから、平時から連携した活動ができるよう、自主防災組織の設立や消防団との連携した避難訓練等により防災意識の高揚を図る。さらに、食料・飲料水や生活物資、燃料等の備蓄について、行政のみならず、住民や地域、事業所などにおいても備蓄するよう周知し、食料・飲料水その他生活物資等の確保に努める。</p>	<p>[1-1-7]</p> <p>[1-2-7]</p> <p>[1-5-4]</p> <p>[2-1-6]</p>	<p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>市民部</p> <p>土木建築部</p> <p>農林水産部</p>
<p>2. 住宅・都市</p>		
<p>推進施策 / 推進方針</p>	<p>施策No.</p>	<p>実施主体</p>
<p>○市街地等の整備改善と避難地の確保、避難道路・緊急輸送道路等の確保</p> <p>集落内や市街地等における防災機能の改善については、安全性・快適性の向上を図るため建築物の建替えにあわせた細街路の改善や建て詰まり等の改善に努める。</p> <p>災害時の救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難道路となる市内の各道路について、国や県と連携して、災害に強い道路整備網整備を推進する。</p> <p>災害時の避難場所や復旧復興の拠点となる公園（都市公園）・緑地における防災機能の付加など、公園整備とあわせて機能強化を図る。</p> <p>沿道の街路樹や公園樹木等の日常管理や安全点検などによ</p>	<p>[1-1-3]</p> <p>[7-1-1]</p>	<p>総務部</p> <p>土木建築部</p> <p>農林土木部</p>

<p>り、災害時の倒壊対策などの取り組みを推進する。また、堆積土砂や事故車両、倒壊建物の迅速な除去により、緊急輸送道路を確保するため、災害協定締結に基づく事業者等の車両や資機材の確保体制を整えるよう努める。</p> <p>沿岸部において、津波到達までの避難経路の確保が難しい箇所においては、津波避難ビルの指定や避難タワーの設置についても検討していく。</p>		
<p>○住宅・建築物等の耐震化・老朽化対策の促進</p> <p>市営住宅については、老朽化対策や適正な維持保全に向けた取り組みを推進する。</p> <p>住宅・建築物の耐震対策については、昭和56年5月以前旧耐震基準で建築された住宅について、建物所有者等に対する積極的な耐震診断・耐震改修の必要性等の普及啓発や指導・助言などの相談窓口の案内等により、耐震化の促進を図る。</p>	<p>[1-1-2]</p> <p>[7-1-2]</p>	<p>土木建築部</p>
<p>○都市の浸水対策</p> <p>都市の浸水対策については、雨水幹線や貯留浸透施設の整備、冠水実績箇所周辺等の側溝・水路の整備、監視システム・警報表示板等の安全対策施設等の整備を推進する。また、冠水・内水ハザードマップの作成や住民等による自助を組み合わせることにより、総合的かつ効率的な浸水対策を推進する。</p>	<p>[1-3-2]</p> <p>[8-5-1]</p>	<p>総務部</p> <p>上下水道部</p> <p>土木建築部</p> <p>農林水産部</p>
<p>○下水道事業の推進（長寿命化・地震対策）</p> <p>生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設等の耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策、非常用電源等の整備の推進を図る。</p> <p>先導的都市拠点や下水道未整備地区においては、認可区域の拡大を図り、整備を推進する。また、公共下水道、農漁業集落排水、浄化槽等に係る事業間連携を強化し、施設の整備や改築を計画的に推進する。</p>	<p>[6-3-1]</p>	<p>上下水道部</p> <p>企画部</p> <p>市民部</p>
<p>○安定した水資源の確保</p> <p>安定した水資源の確保については、雨水や再生水等の雑用水等への有効利用を図るとともに、水が貴重な資源であることを市民一人ひとりが再認識し、節水や水循環など水を大切に使う社会の実現に向けた取り組みを推進する。また、災害時に水資源として地下水等を利用できるよう環境の保全に努めるとともに、ろ過装置等の整備等について検討する。</p>	<p>[2-1-5]</p> <p>[6-2-2]</p>	<p>上下水道部</p>

○建設産業人材の育成 地域経済を支える産業の持続的な成長発展に向け、道路啓開等の復旧・復興を担う人材が不足することのないよう、建設産業における人材の育成への取組みについて国や県と連携を図り推進する。	[8-2-1]	企画部 土木建築部
3. 保健・医療・福祉		
推進施策 / 推進方針	施策No.	実施主体
○救急医療、離島医療の充実 救急医療体制の充実を図るとともに、久高島や内陸部、沿岸部など孤立化する可能性の高い地域において、緊急用ヘリコプターの要請、専門医の派遣要請、遠隔医療による支援要請など、医療提供体制の充実に努める。また、救急の日等を通して、医療機関及び消防機関との連携により人工心肺蘇生法やAED設置等の普及啓発に努め、救急医療に係る市民相互扶助の社会づくりを推進する。	[2-5-1]	総務部 市民部 島尻消防組合
○災害時の救急医療体制の充実 災害時に迅速な救急医療活動の展開を図るため、専門的な研修・訓練を受けた医師、看護師、業務調整員から成るDMAT（災害派遣医療チーム）の支援を受けられるよう、訓練等を通じて体制強化を図る。	[2-5-2]	市民部 総務部 島尻消防組合
○感染症対策の推進 市民の保健衛生環境の向上を図るとともに、災害時に疫病・感染症等が大規模発生することのないよう、感染症の発生予防、まん延防止のため、予防接種の推進、感染症発生時の早期探知、市民への情報提供、感染症拡大防止体制の強化が必要であり、平時から感染症対策に向けた取組みを推進する。 災害時には、感染症罹患者の自宅療養者や濃厚接触者への対応・感染予防対策、避難者の健康状態の確認、避難所における専用スペースや動線の確保など、消毒液や必要な資機材等を調達し、感染症対策を行う。また、避難所開設・運営訓練を実施し、対応手順等について習熟を図る。	[2-6-1]	総務部 市民部 福祉部
○要配慮者等の安全確保 大規模災害時には、支援の対象になる避難行動要支援者への支援に係る自助、共助、公助の役割分担や支援体制の構築を図るため、「個別避難計画」の策定に向けた取組みを推進する。	[1-2-2] [1-5-2]	総務部 福祉部 教育部



<p>また、「南城市地域防災計画」に定められた災害警戒区域内にある要配慮者施設における「避難確保計画」の作成の促進を図る。</p>		
<p>○公共施設等における耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進</p> <p>生活基盤の機能維持・強化として、社会福祉施設等の耐震化対策、老朽化対策等に取り組む。避難所に必要な機能及び学習環境等を確保するよう努める。</p> <p>社会福祉施設等の年次更新計画の策定や、計画的な設備等の更新に取り組む。また、日常的な安全点検や維持補修を行い、児童生徒、市民の安全確保に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>[1-1-1]</p> <p>[2-2-1]</p>	<p>福祉部</p>
<p>4. エネルギー・産業</p>		
<p>推進施策 / 推進方針</p>	<p>施策No.</p>	<p>実施主体</p>
<p>○電力エネルギーの安定供給</p> <p>災害時において、電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止等、生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、民間事業者へ働きかける。電気事業者が主体となって、社会経済活動、サプライチェーンの維持、産業の振興及び持続的発展に不可欠なエネルギーを、将来にわたり安定供給が図られるよう取り組みを推進する。</p> <p>災害時の業務継続に必要なエネルギーの確保と地球環境問題への適切な対応を図るために、クリーンエネルギーの導入について検討する。</p>	<p>[5-2-2]</p> <p>[6-1-1]</p>	<p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>市民部</p> <p>農林水産部</p>
<p>○安定したエネルギーの確保</p> <p>災害時にエネルギーの停止により社会経済活動・サプライチェーンの維持が困難になることのないよう、民間事業者が主体となり安定したエネルギーの確保について要望する。</p> <p>また、庁舎や避難所等における再生可能エネルギーの導入、電源の自立分散型エネルギーの導入、電源の分散化及び備蓄可能な燃料等の確保について検討する。</p> <p>災害時における相互応援協定の締結により、事業者との協力体制の強化を図る。</p>	<p>[5-2-1]</p> <p>[6-1-1]</p>	<p>総務部</p>
<p>○重要な産業施設等における防災対策の推進</p> <p>本市における重要な産業施設等における災害の発生及び拡大の防止等のため、総合的な防災施策の確立と適切な措置について事業所と連携し、防災対策の推進を図る。</p>	<p>[5-3-1]</p> <p>[7-2-1]</p>	<p>総務部</p>

5. 情報通信		
推進施策 / 推進方針	施策No.	実施主体
○防災情報システム等の拡充強化 市民、観光客等への迅速な情報提供手段として、「南城市防災情報システム」の拡充・強化、全国瞬時警報システム（Jアラート）・Lアラートと連携による市防災システム機能拡充を推進する。また、防災ラジオの導入や緊急エリアメール等の手段の活用を図るなど、リスク分散のため情報提供手段の多様化を促進する。さらに地デジ難視聴地域に整備しているGF設備の安定運用に努める。	[1-5-1] [2-2-4] [4-2-1] [7-6-1]	総務部 企画部
○総合行政情報通信ネットワークの運用 民間通信事業者の回線が停止した場合においても、災害発生時の情報収集及び災害対応の伝達を行うため、県の整備した総合行政ネットワークを活用し、大規模災害においても機能が失われないようシステムの維持管理に努める。	[4-1-1]	企画部 総務部
6. 交通・物流		
推進施策 / 推進方針	施策No.	実施主体
○緊急物資輸送機能の確保 災害時の輸送手段及び代替性の確保については、国や県と連携し、港湾・漁港施設の耐震化・老朽化対策や津波・高潮対策、軽石対策等を推進する。漁港については、緊急物資輸送道路が寸断された際の物資輸送の拠点としての機能強化を図る。 また、必要に応じて自衛隊への災害派遣要請や民間へり等の応援要請が迅速にできるよう協定の締結など連携体制の構築に取り組む。	[1-1-6] [2-1-3] [2-2-2] [2-4-2] [5-1-3] [6-4-1] [8-4-1]	総務部 土木建築部 農林水産部
○地域特性に応じた交通・輸送基盤の整備 陸上における輸送基盤の整備として、主要幹線道路、幹線道路、地域幹線道路などの各路線の計画的な整備の推進を図る。 離島住民及び観光客等の平時においても重要な移動手段であり、港湾及び漁港施設の海上輸送基盤としての防災力強化を図る。 市民生活の向上、魅力あるまちづくり及び産業・経済・観光業の発展を実現するため、地域特性に応じた各交通施策を効率的かつ機能的に実施し、国や県と連携し、交通ネットワークの拡充・強化を含めた基盤整備を図る。	[6-4-2] [8-4-2]	企画部 土木建築部 農林土木部

○人流・物流を支える港湾・漁港の整備 港湾・漁港は人流・物流輸送の大部分を支える産業基盤であることから、災害時にサプライチェーンの寸断や基幹的交通ネットワーク等の機能停止等により地域経済活動が低下することのないように、国や県へ要望するなど連携を図りながら、人流・物流を支える港湾・漁港の整備の推進を図る。	[5-1-2]	土木建築部 農林水産部
○陸上交通基盤の整備 陸上交通は、市民生活や観光客の利便性の向上及び産業の発展に密接に関わっていることから、高速性、定時性、安全性の確保に加え、広域交流拠点と各圏域拠点間のアクセスの改善、公共交通機関の整備等の充実を図る。現在、南部東道路の一部供用開始となっているが、国や県などと連携し、全線開通の早期実現を目指す。また、市内道路網についても計画的に整備の推進を図る。	[5-1-4]	企画部 土木建築部 農林水産部
○交通安全環境の整備 災害時に信号機の全面停止等により重大交通事故が多発することのないよう、平時から交通安全施設等の整備について、県警や与那原署と連携し推進する。	[3-2-1]	市民部 土木建築部
7. 農林水産		
推進施策 / 推進方針	施策No.	実施主体
○地域特性に応じた農業生産基盤の整備 亜熱帯特性等を生かした特色ある農業の振興を図るとともに、大規模災害の発生後も農産物等食料の安定供給の停滞等、農業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、生産基盤の整備・保全を推進することとし、南城市の地域特性に応じた農業生産基盤整備等の取組みを推進する。	[5-4-2]	農林水産部
○地域特性に応じた水産業生産基盤の整備 亜熱帯特性等を生かした特色ある水産業の振興を図るとともに、大規模災害の発生後も食料の安定供給の停滞等、水産業の生産活動を機能不全に陥らせることのないよう、地域特性に適合する生産基盤の整備・保全を推進し、市の地域特性に応じた水産業生産基盤整備等の取組みを推進する。	[5-4-3]	農林水産部
○自然環境に配慮した森林・林業生産基盤の整備 亜熱帯特性等を生かした特色ある農林水産業の振興を図るとともに、森林の荒廃による土砂崩れの防止を図り、森林の持つ多面的機能の維持・増進を推進する。	[7-5-1]	農林水産部
○農地及び農業用施設の保全 農地及び農業用施設の機能強化対策を行うなど保全に努め、農林水産業の振興を図る。	[7-5-2]	農林水産部

○ため池等整備（農地及び農業用施設の保全） 老朽化のため決壊等の恐れのあるかんがいため池の改修や、風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所に対する土留め及び擁壁等の新設・改修により、災害の未然防止を図るとともに、農用地の保全を図る。	[7-3-2]	農林水産部
○農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策 自然災害に対する機能強化及び土地改良施設の計画的な更新・修繕のため、土地改良施設の長寿命化・防災減災対策を行うとともに、農林水産業の振興を図る。また、農地海岸の機能維持のため、漂着物等の除去について、国や県等と連携し対策を図る。	[7-3-3]	農林水産部
○耕作放棄地発生防止の対策 農地の荒廃を防ぐため、耕作放棄地を就農希望者等へつなぐなど、平時より耕作放棄地発生防止の取組みを推進し、農林水産業の振興を図る。	[7-5-3]	農林水産部
○水産基盤施設における防災対策の強化 生活基盤の機能維持・強化として、漁港など水産基盤施設の耐震化対策等に取り組む。また、ハザードマップ等の作成及び避難タワー等の整備の推進、漁港施設の機能保全対策、改良等機能強化対策に取り組む。 漁港施設の機能維持のため、軽石その他漂着物等の除去等について、国や県等と連携し対策を図る。	[1-2-6] [7-2-2]	農林水産部
8. 市土保全		
推進施策 / 推進方針	施策No.	実施主体
○土砂災害対策 土砂災害警戒区域内にある要配慮者等利用施設が含まれる危険箇所等について、重点的に対策を行うとともに、ハザードマップの作成・普及や避難訓練の実施、避難確保計画の作成の促進など、警戒避難体制の構築を図る。また、自然環境の回復に必要な砂防施設の改築や治山施設の整備など、国や県などの関係機関と連携し対策強化を図る。 地すべりや急傾地崩壊など、土砂災害が発生する可能性のある場所について、その危険度に応じて、宅地開発を抑制や、擁壁設置等の安全対策を誘導するなど、災害の未然防止のための土地利用を図る。 また、県などと連携し、危険箇所や警戒区域等について看板や標識等の設置・更新を推進し、住民への周知、防災意識	[1-4-1]	総務部 企画部 福祉部 土木建築部 農林水産部 教育部

<p>の啓発に努める。</p> <p>暴風、季節風、潮風、飛砂等の被害から住宅、農地等を保全するための、防風保安林、潮害防備保安林の整備についても関係機関と連携して対策強化を図る。</p>		
<p>○津波対策</p> <p>沿岸部において、津波到達まで短時間での避難が困難な箇所において、避難場所や避難経路を整備し、避難経路の確保が難しい箇所においては、民間施設の活用も含めた津波避難ビルの指定や避難タワー等の津波避難施設の整備について検討する。</p> <p>また、大規模津波における被害を軽減するため、津波浸水警戒区域に位置する要配慮者等利用施設においては、新たな建築や建替え等の際には警戒区域外への建築を促すなど移転の必要性についても検討する。</p>	[1-2-1]	総務部 企画部 福祉部 土木建築部 農林水産部 教育部
<p>○高潮等対策</p> <p>高潮対策については、高潮、波浪等の自然災害から市民の生命や財産を守るため、景観や生態系などの自然環境に配慮した防災減災対策に取り組む。</p> <p>台風発生時に高潮・波浪等による被害が想定される海岸や老朽化等により機能が確保されていない堤防や護岸等の海岸保全施設について、管理者である県へ要望するなど、施設の新設・改良等による対策を推進する。</p>	[1-2-5] [7-2-3] [8-5-1]	土木建築部 農林水産部
<p>○治水対策</p> <p>「沖縄県管理河川の大規模氾濫に関する減災対策協議会」において、沖縄県の管理する二級水系流域全体で緊急的に実施すべき治水対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示している。本市においても県と連携し、これまでの氾濫・冠水被害箇所や、今後想定される気候変動の影響に伴う水災害に対し、河川改修、流域対策、被害軽減対策などに関し総合的かつ計画的に事業を推進する。</p>	[1-3-1]	農林水産部 土木建築部 上下水道部
<p>○治水施設の機能維持（長寿命化対策）</p> <p>自然災害に対する機能強化のため、農業用排水施設等の新設並びに改修や長寿命化等対策を行うとともに適正な維持管理に努める。</p>	[7-3-1]	農林水産部

9. 環境		
推進施策 / 推進方針	施策No.	実施主体
○水質保全に関する監視活動、普及啓発等 災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から水質汚濁対策に有害物質の貯蔵状況等に関する情報収集に努める。また、県による事業者に対する監視指導や河川浄化等に関する普及啓発活動を推進し、地下水質のモニタリングにより現状把握に努める。	[7-4-1]	市民部
○大気環境の常時監視、事業者の監視・指導の強化 災害時に有害物質が大規模拡散・流出することのないよう、平時から大気汚染対策に関係機関と連携を図り、県の実施する大気環境の常時監視や発生源となる工場などの監視・指導等により、有害物質の貯蔵状況等に関する情報収集に努める。	[7-4-2]	市民部
○災害廃棄物処理計画フォローアップ 大規模な災害が発生した場合、大量の廃棄物が発生する恐れがあることから、災害廃棄物の円滑な処理には、仮置き場、処理ルート等を想定した「南城市災害廃棄物処理計画」を策定し、関係職員において共通認識を図る。	[8-1-1]	市民部
○災害時における事業者等との連携強化 災害廃棄物の処理等を迅速に実施するため、平時から市と民間事業者等との協定締結などによる連携強化を図り、協働で対策に取り組む必要がある。	[8-1-2]	総務部 市民部
10. 土地利用（市土利用）		
推進施策 / 推進方針	施策No.	実施主体
○地籍調査の促進 大規模災害時の復旧復興の迅速化、公共事業、土地取引の円滑化を図るため必要な地籍調査について検討する。	[1-1-8] [7-1-3]	総務部 企画部
○耕作放棄地発生防止の対策 耕作放棄地発生防止の取組みを推進し、農林水産業の振興を図る。	[7-5-3]	農林水産部

### (3) 横断的分野

脆弱性評価結果を踏まえた推進施策について、横断的分野別に整理する。

1. 老朽化等対策		
推進施策 / 推進方針	施策No.	実施主体
<p>○公共施設等における耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進</p> <p>防災拠点や生活・活動の場となる公共施設等について、公共施設、道路・橋梁、公園などのインフラ施設、学校施設及び社会福祉施設の耐震化対策、老朽化対策等を推進する。また、災害時においても、公共施設、学校施設、社会教育・体育施設等、社会福祉施設等が避難所に必要な機能及び学習環境等を確保するよう努める。</p> <p>学校施設や社会福祉施設、社会教育・体育施設については、年次更新計画の策定や、計画的な設備等の更新に取り組む。また、日常的な安全点検や維持補修を行い、児童生徒、市民の安全確保に向けた取り組みを推進する。</p>	<p>[1-1-1]</p> <p>[2-2-1]</p> <p>[3-3-1]</p> <p>[5-1-1]</p> <p>[6-4-1]</p> <p>[8-4-1]</p>	<p>総務部</p> <p>土木建築部</p> <p>農林水産部</p> <p>教育部</p> <p>福祉部</p>
<p>○水道施設の老朽化・耐震化対策の推進</p> <p>大規模災害の発生により上水道設備の破損等により、長期間にわたり水の供給停止することのないよう、水道施設の計画的な更新、耐震化対策、老朽化対策及び長寿命化対策を推進する。</p>	<p>[2-1-4]</p> <p>[6-2-1]</p>	<p>上下水道部</p>
<p>○下水道事業の推進（長寿命化・地震対策）</p> <p>生活基盤の機能を維持・強化するとともに、災害時に下水道の有すべき機能を維持するため、下水道施設等の耐震化、老朽化対策及び長寿命化対策に取り組む（浄化槽含む）。</p>	<p>[6-3-1]</p>	<p>上下水道部</p> <p>市民部</p>
2. 民間事業者等との連携強化		
推進施策 / 推進方針	施策No.	実施主体
<p>○災害時における事業者等との連携強化</p> <p>災害時等における各種団体・企業等との連携については、被災者への食料等の供給、緊急物資の輸送、公共土木施設の復旧、災害廃棄物の処理等の応援対策を迅速に実施するため、民間事業者等との協定締結などにより連携を強化し、協働で取り組む。</p>	<p>[2-1-2]</p> <p>[2-4-1]</p> <p>[4-1-2]</p> <p>[5-4-1]</p> <p>[8-1-2]</p>	<p>総務部</p> <p>企画部</p> <p>市民部</p> <p>土木建築部</p> <p>農林水産部</p>

## 第4章 計画の推進と不断の見直し

### 1 対応施策等の重点化

脆弱性評価と推進方針に基づいて施策を推進するにあたり、限られた資源で効率的・効果的に地域強靱化を推進するため、第3章で設定した36の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策の優先順位づけを行い、優先順位の高いものから重点化を図り進めていくこととするが、施策の進捗状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。

#### 【優先施策】

- 公共施設等における耐震化・老朽化対策・防災機能強化の推進  
[1-1-1][2-2-1][3-3-1][5-1-1][6-4-1][8-4-1]
- 災害時における事業者等との連携強化[2-1-2][2-4-1][4-1-2][5-4-1][8-1-2]
- 情報防災システム等の拡充強化[1-5-1][2-2-4][4-2-1][7-6-1]
- 市街地等の整備と避難地の確保、緊急輸送道路の確保[1-1-3][7-1-1]
- 要配慮者等の安全確保[1-2-2][1-5-2]
- 治水対策[1-3-1]、都市の浸水対策[1-3-2]
- 土砂災害対策[1-4-1]
- 緊急物資輸送機能の確保[1-1-6][2-1-3][2-2-2][2-4-2][5-1-3]
- ため池等整備[7-3-2]、農業生産基盤の長寿命化・防災減災対策[7-3-3]
- 水道施設の老朽化・耐震化対策の推進[6-3-1]、下水道事業の推進[2-1-4]
- 文化財等の防災対策の推進[8-6-1]

### 2 本計画の進捗管理と不断の見直し

本市の強靱化に向けては、本計画に掲げる関連施策を総合的かつ計画的に実施することが必要であり、施策の進捗状況等を踏まえた効果的な施策展開が必要である。

また、本計画に基づく施策を確実に推進するため、計画的な実施ができているかどうか評価し、必要に応じて計画の見直しを行うPDC Aサイクルを繰り返し実施する。



南城市国土強靱化地域計画

令和4年3月

編集／南城市総務部総務課（防災係）

〒 901-1495

沖縄県南城市佐敷字新里 1870番地

TEL : 098-917-5378 FAX : 098-917-5424